

第2次  
一般廃棄物処理基本計画  
(改訂版)

令和6年(2024年)3月

浅 口 市



# 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画対象廃棄物	4
第2章 浅口市の地域概況	5
第1節 自然環境	5
1 位置的・自然的特性	5
第2節 社会環境	6
1 人口及び世帯数	6
2 産業の動向	7
3 土地利用	8
第3章 施策の実施状況及び現況評価	9
第1節 ごみ処理の現状	9
1 ごみ処理の変遷	9
2 ごみ処理の体系	9
3 ごみの分別区分	11
4 排出抑制・資源化に関する施策	13
5 ごみ処理経費	16
第2節 目標に対する進捗状況	17
1 ごみ排出量の推移	17
2 資源化の状況	17
3 国・県との比較	18
第3節 ごみ処理の課題	19
1 ごみ組成調査	19
2 排出抑制・資源化について	25
第4章 ごみ処理基本計画	27
第1節 基本理念	27
第2節 基本方針	27
第3節 ごみ処理に関する基本的な事項	28
1 人口の予測	28
2 収集・運搬計画	28
3 中間処理計画	30
4 最終処分計画	32
第4節 目標設定	34

1	国の目標	34
2	岡山県の目標	34
3	浅口市の目標数値の設定	34
第5節	目標達成のための施策体系	36
第6節	市民・事業者・行政の役割	37
第7節	その他ごみの適正処理に関する施策	41
第5章	生活排水処理基本計画	43
第1節	生活排水処理の現状と課題	43
1	生活排水の排出状況	43
2	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	43
第2節	基本方針	45
1	生活排水処理に係る理念・目標	45
2	生活排水処理施設整備の基本方針	45
第3節	生活排水処理計画	46
1	生活排水の処理主体	46
2	処理の目標	46
3	生活雑排水を処理する区域および人口など	47
4	施設とその整備計画の概要	48
5	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	48
6	その他	48
第6章	計画の進行管理	49

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 第1節 計画策定の趣旨

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「浅口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づいて定めるものです。

平成20年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：平成20～30年度、平成25年度に改訂。以下「前計画」という。）では、1人1日あたりごみ排出量を898g、リサイクル率24.0%を目標とし、市民・事業者・行政の各主体が協働して、ごみと生活排水の適正処理に取り組んできました。

前計画策定時、浅口市（以下、「本市」という。）のごみ分別収集区分及びごみ収集回数は、町域により異なっていましたが、それぞれを統一したことで、ごみの減量化・資源化に一定の効果をえました。しかし、近年では横ばいとなっており、従来の3R（スリーアール）（リデュース（Reduce）発生抑制、リユース（Reuse）再使用、リサイクル（Recycle）再生利用）はもとより、リフューズ（Refuse）発生回避なども加え、それらの取組をより一層強化していく必要があります。

国では、循環型社会形成推進基本法を中心に法整備が進められ、これまでの社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、持続可能な「循環型社会」の実現を目指すべく、取組みを強化してきました。近年の廃棄物行政をとりまく状況としては、毎年と言っていいほど頻繁に大規模な災害が発生していることから、万全な災害廃棄物処理体制の整備が求められています。また、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、食品ロスの削減やプラスチック使用製品の分別の推進に向けた取組み強化の機運が高まっています。

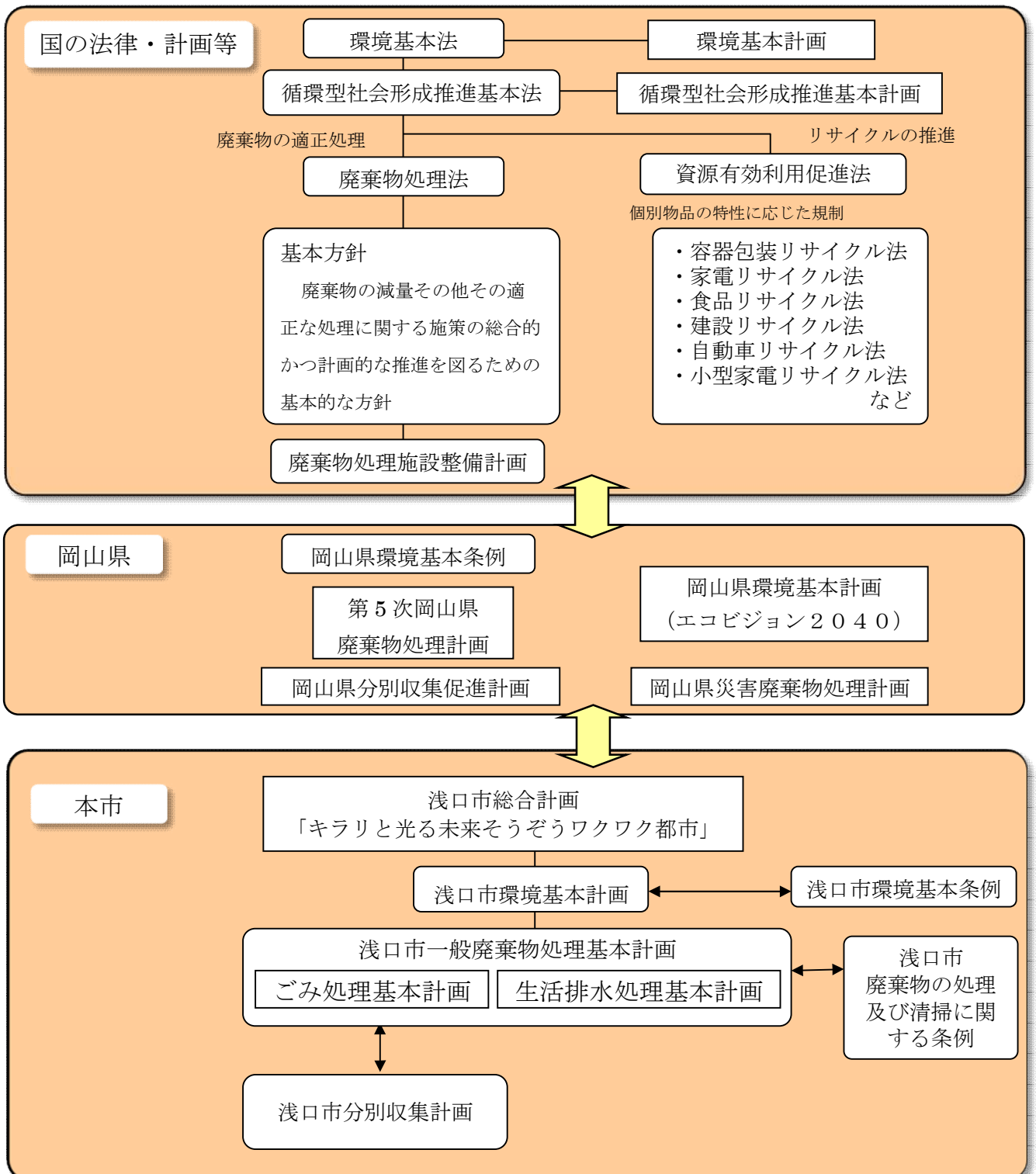
本市は、これまでも資源物の分別収集や資源集団回収の実施、生ごみ処理機購入費補助などを実施し、ごみの減量化・資源化を推進してきましたが、今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで対応していく必要があります。

このたび、平成31年4月に策定しました第2次浅口市一般廃棄物処理基本計画が中間見直しの年を迎えたため、より実情に合うよう同計画の改訂を行うものです。

## 第2節 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画です。つまり、市の総合計画に定めている計画事項のうち、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示しています。総合的・中長期的な視点で行政が行う計画的なごみなどの処理の推進と、市民・事業者が行うべき行動を支援、促進することを基本方針としています。

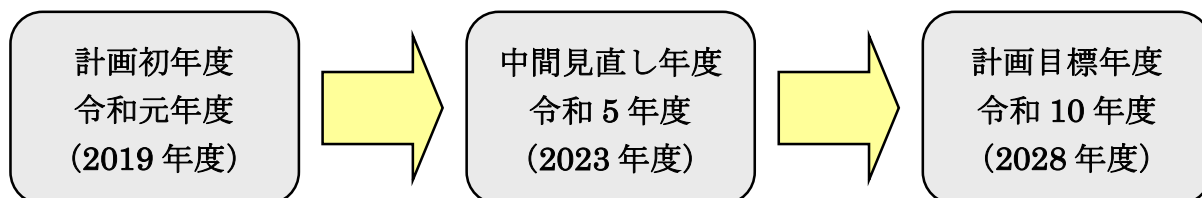
図表 1-2-1 本計画の位置付け



### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間とします。

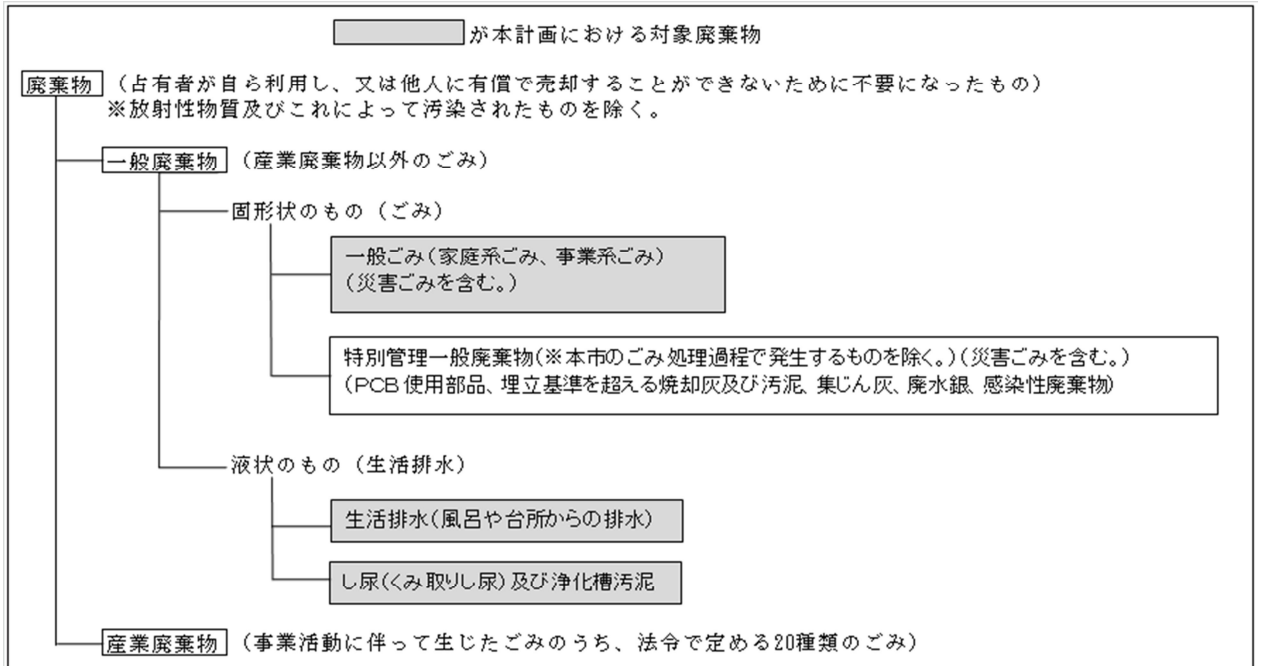
ただし、社会・経済状況の変化が激しいなか、廃棄物・リサイクルに関する法律、諸制度の整備など廃棄物対策をとりまく環境の変化へも対応するため、概ね5年を目途に改訂し、さらに必要に応じて見直しを行うものとします。



## 第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-4-1 に示すとおりで、一般廃棄物のうち固形状のものである「ごみ」及び液状のものである「生活排水」です。なお、これらのうち本市において処理・処分が困難なものは処理対象外とし、これらの扱いについては図表 1-4-2 のとおりとします。

図表 1-4-1 本計画の対象廃棄物



図表 1-4-2 本計画において処理対象外のごみとその扱い

区分	取り扱い
PCB使用部品	製造メーカー等に引き渡す。
感染性廃棄物	医療機関もしくは専門業者に引き渡す。
廃水銀	専門業者に引き渡す。
集じん灰	専門業者に引き渡す。(本市のごみ処理過程で発生するものを除く。)
家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機については、販売店での引き渡し及び指定場所への持ち込み。
その他本市で指定する処理困難物	以下のごみは、販売店もしくは専門処理業者に引き渡す。 ・バイク、タイヤ、FRP船、鉛バッテリー、消火器、ピアノ、 プロパンガスボンベ、薬品、オイル、ガソリンなど ・灯油、塗料、ボイラー、除雪機、農機具、農業用ハウスビニールなど その他、有害性・危険性・引火性のあるもの、著しく悪臭を発生するもの、本市の処理施設の管理又は収集や処理作業に支障を及ぼす恐れのあるもの。



## 第2章 浅口市の地域概況

### 第1節 自然環境

#### 1. 位置的・自然的特性

本市は、岡山県の西南部に位置し、30～40 k m圏域に岡山市や福山市、10 k m圏域には倉敷市や笠岡市を有するとともに、瀬戸内海に面した位置にあり、総面積は66.46k m<sup>2</sup>となっています。

市中央部を山陽自動車道や国道2号、J R山陽本線、山陽新幹線などの基幹的な交通軸が通っています。

地勢は北の遙照山系から南の瀬戸内海まで多様であり、気候は瀬戸内特有の温暖小雨で、過ごしやすく、自然条件に恵まれた地域です。

図表 2-1-1 浅口市の位置図



## 第2節 社会環境

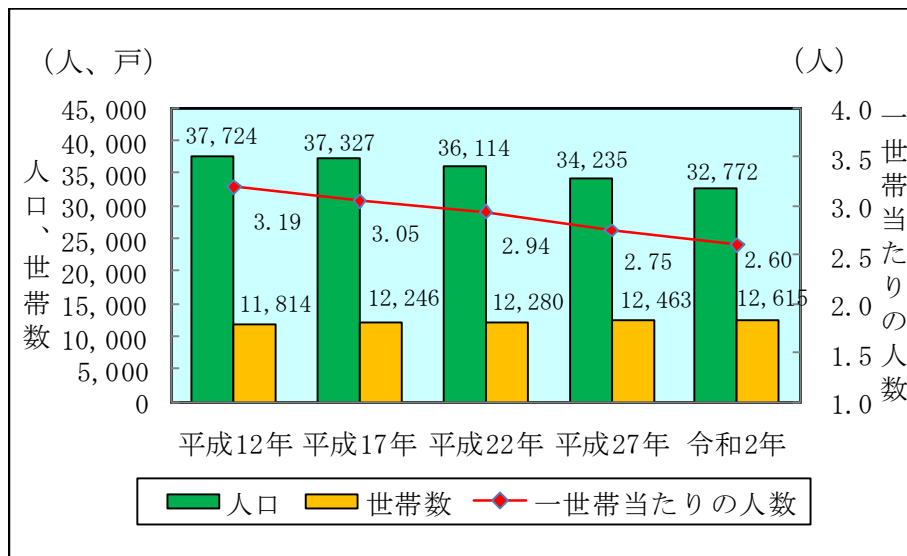
### 1. 人口及び世帯数

令和2年国勢調査では、本市の人口総数は32,772人で、平成12年以降減少が続いています。

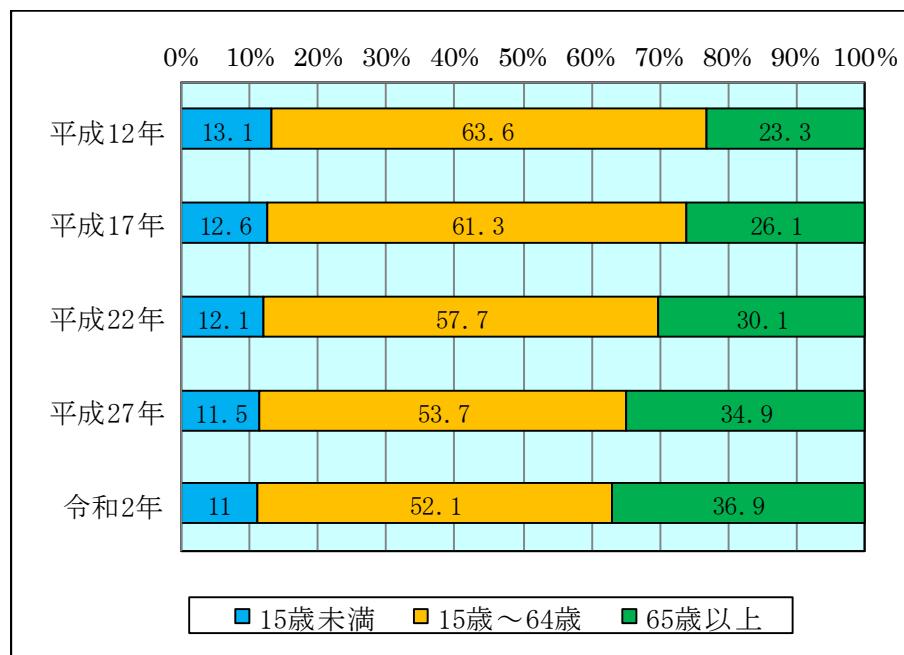
年齢階層別にみても、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合がともに減少し、老年人口（65歳以上）が割合を伸ばし、令和2年国勢調査では36.9%を占め、岡山県平均値（30.7%）を6.2ポイント上回っています。

一方で世帯数の増減数は小さく、令和2年国勢調査では微増の12,615世帯となっています。一世帯当たりの人員は減少を続け、2.60人/世帯となっています。

図表 2-2-1 人口・世帯数及び1世帯当たり人口の推移



図表 2-2-2 年齢別（3区分）人口の推移

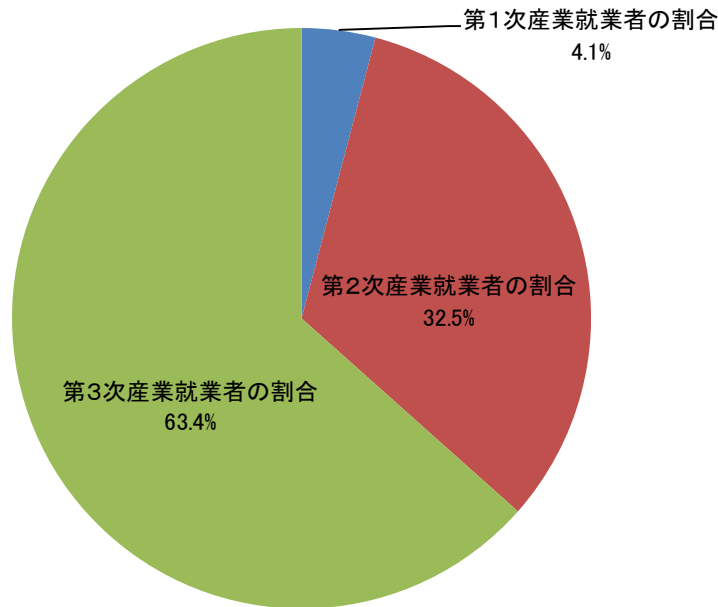


(注:平成17年以降の人口総数には年齢不詳人口が含まれています。) (資料:国勢調査)

## 2. 産業の動向

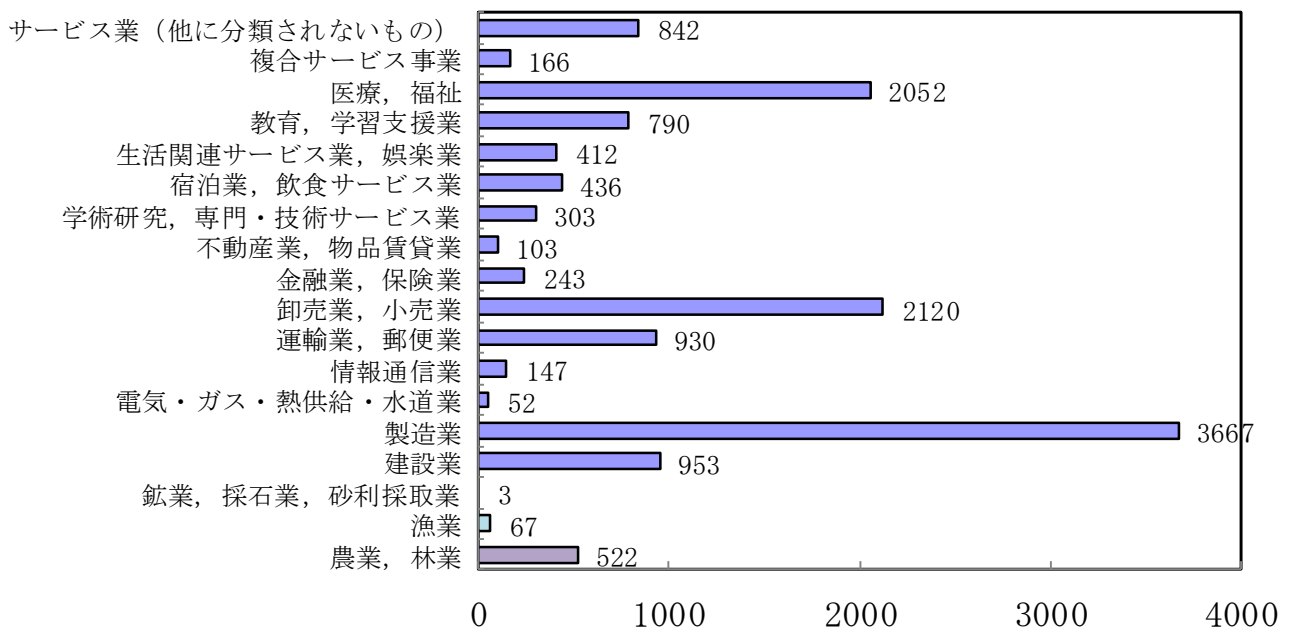
過去10年の動きでみると、就業人口・就業率ともに減少傾向にあります。産業別では、第一次産業及び第二次産業就業人口はともに平成2年以降一貫して減少しており、産業別就業人口の構成比は第三次産業の比率が大きくなっています。

図表 2-2-3 産業別就業者人口の割合



(資料：令和2年国勢調査)

図表 2-2-4 産業別就業者人口

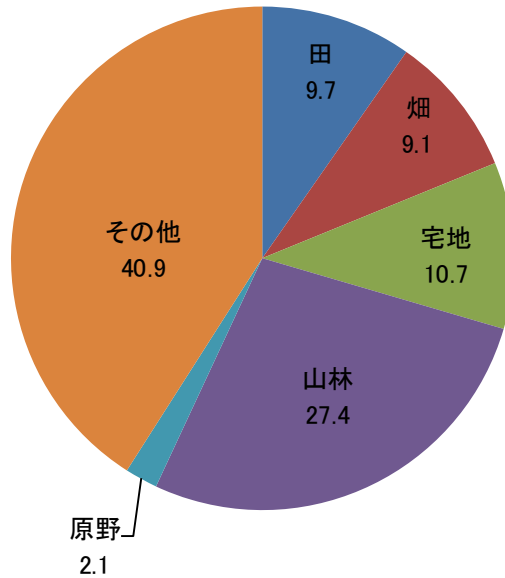


(資料：令和2年国勢調査)

### 3. 土地利用

本市の土地利用状況は、山林が27.4%を占めており、遙照山をはじめとする緑豊かな自然環境に恵まれている地域特性が表れています。また、「田、畑、宅地」がそれぞれ10%程度を占めています。

図表 2-2-5 土地利用状況



		田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
面積	ha	646	605	710	1,823	141	2,721	6,646
構成比	%	9.7	9.1	10.7	27.4	2.1	40.9	100.0

(注:その他:雑種地、公衆用道路、河川、池沼、鉄軌道など)

(資料:令和4年度版市税の概要)

## 第3章 施策の実施状況及び現況評価

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1. ごみ処理の変遷

平成18年3月21日の本市誕生後のごみ処理のこれまでの変遷は、図表3-1-1のとおりです。

図表3-1-1 ごみ処理の変遷

年	年	取組
平成18年3月21日	2006	合併により浅口市誕生
平成18年4月	2006	指定ごみ収集袋市内統一
平成19年2月	2007	浅口市廃棄物減量等推進審議会設置
平成19年7月	2007	浅口市指定ごみ袋（燃える及び燃えないごみ200）の作成
平成21年3月	2009	浅口市一般廃棄物処理基本計画策定
平成21年4月	2009	不法投棄対策の実施
平成22年4月	2010	浅口市のごみ収集を業者に委託 ごみの分け方出し方の出前講座開始
平成23年4月	2011	浅口市内の分別収集区分を統一
平成23年4月	2011	ごみの分け方出し方パンフレットの作成・配布 ごみの分別DVDの貸し出し
平成24年～	2012	小学生向け環境エコツアーの実施
平成25年3月19日	2013	使用済小型家電回収開始
平成25年7月	2013	浅口市内のごみ収集回数を統一
平成26年3月	2014	浅口市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）策定
平成27年7月	2015	浅口市リサイクル協力店認定制度実地
平成27年7月1日	2015	浅口市粗大ごみ戸別収集事業開始
平成27年7月1日	2015	布団の収集方法の変更
平成27年8月1日	2015	市内に資源物ストックヤードを追加設置（市内4カ所）
平成27年8月1日	2015	生ごみ処理機の補助率の引き上げ
令和2年4月1日	2020	使用済み蛍光管拠点回収開始

#### 2. ごみ処理の体系

ごみ処理の流れは図表3-1-2のとおりです。

可燃ごみのうち、金光地域から排出されたごみは倉敷西部清掃施設組合清掃工場に、鴨方地域・寄島地域から排出されたごみは西部環境整備施設組合里庄清掃工場に搬入しています。

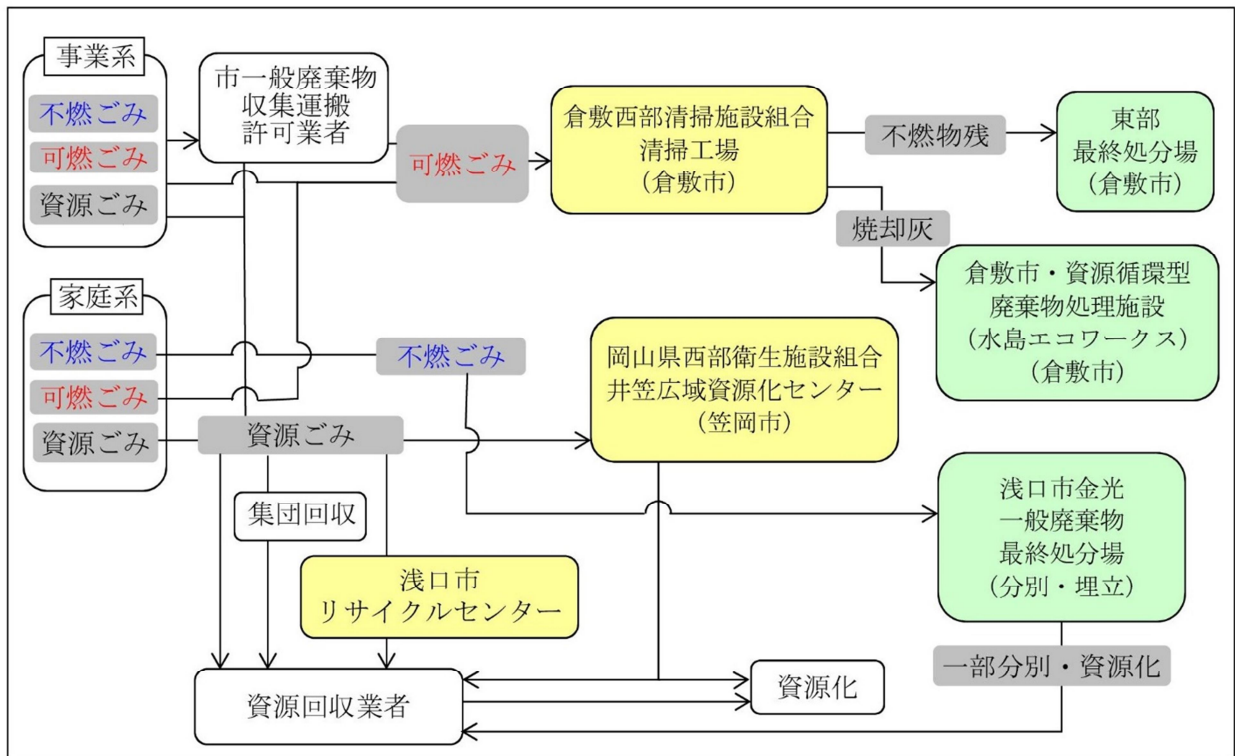
不燃ごみのうち鴨方地域・寄島地域から排出されたごみは岡山県西部衛生施設組合井笠広域資源化センター粗大ごみ処理施設で中間処理後、不燃物残渣を同組合の井笠広域一般廃棄物埋立処分場に搬入しています。

浅口市金光一般廃棄物最終処分場には主に金光地域の家庭から排出された不燃ご

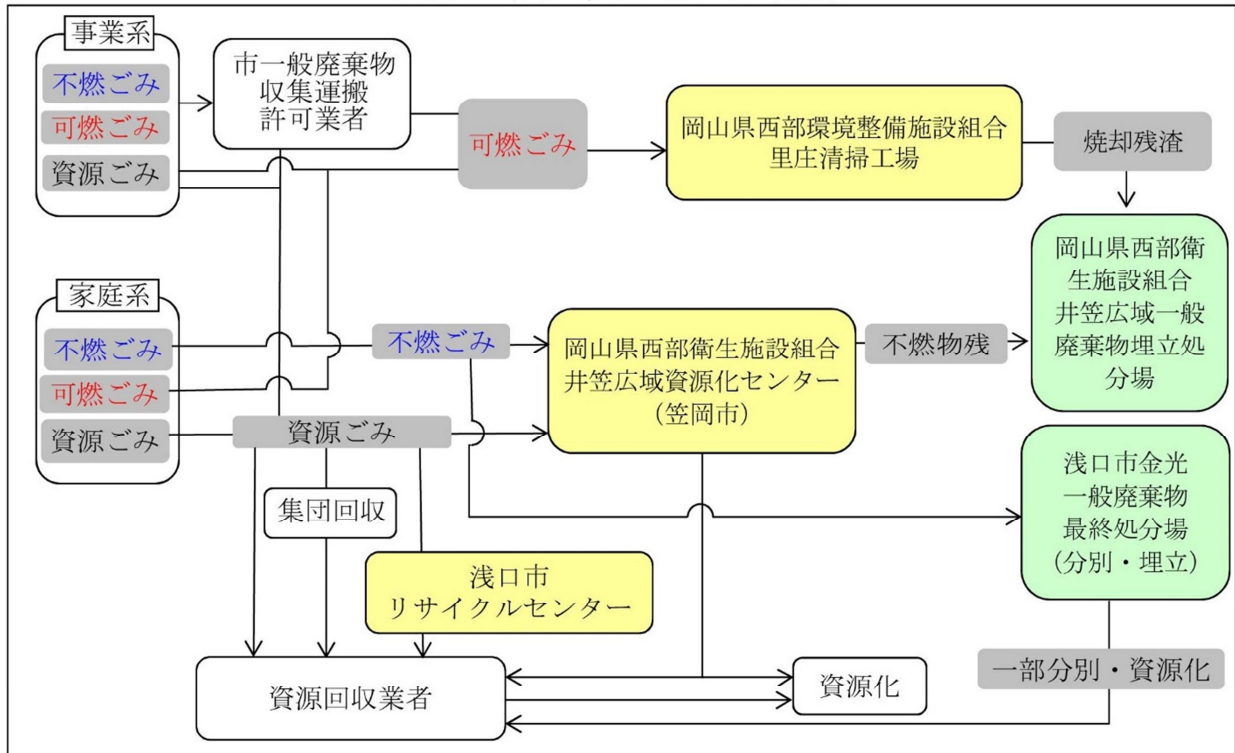
みを搬入しています。

図表 3-1-2 ごみ処理の流れ

○金光地域のごみ処理の流れ図



○鴨方・寄島地域のごみ処理の流れ図





### 3. ごみの分別区分

本市で発生したごみは、図表 3-1-3 に示すとおり、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに大別されます。特に資源ごみは、排出段階で分別区分を設け、委託業者による収集、または自己搬入が行われています。

以前は、本市の分別収集区分及びごみ収集回収は、町域ごとに異なっていましたが、平成 23 年度から分別収集区分を、平成 25 年 7 月からごみ収集回数を統一しました。各分別区分ごとのごみ出しの注意事項と排出方法は、図表 3-1-4 に示すとおりです。

図表 3-1-3 分別区分

区 分		品 目	
収集 ごみ	可燃ごみ	紙おむつ、ちり紙、ゴム、革製品など	
	不燃ごみ	鉄くず、陶磁器類、ガラス製品、鍋など	
	不燃性粗大ごみ	自転車、チャイルドシート、スーツケースなど	
	缶	アルミ缶、スチール缶、飲料水用、缶詰缶、菓子缶など	
	びん(無色)	無色のびん	
	びん(茶色)	茶色のびん	
	びん(緑色)	緑色のびん	
	びん(その他)	その他のびん	
	ペットボトル	飲料用・酒類用など  のマークの付いたボトル	
	資源物 プラスチック製 容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製ボトルなど  のマーク の付いた製品	
	新聞紙・広告チラシ	新聞紙、広告チラシ	
	雑誌・本・雑がみ	雑誌、本、包装紙、紙袋、紙製菓子箱など	
	ダンボール	ダンボール	
	紙パック	紙パック	
	布	衣類、タオルなど	
	乾電池	ボタン式電池、充電式電池以外の乾電池	
	拠点回収	収集対象の資源物全品目、使用済小型電子機器、蛍光管	
	個人 搬入 ごみ	粗大 ごみ 可燃性	木製タンス、プラスチック製タンス、木製椅子、畳など
		不燃性(大型)	金属製机、鉄製トタンなど
埋立ごみ		瓦、ブロック、コンクリート片、レンガなど	
一時多量ごみ		一時多量ごみ	
収集できないごみ	消火器、LPGボンベ、薬品類、バッテリー、タイヤなど		
メーカーによるリサイクル	家電リサイクル法対象品目(ブラウン管式テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)		

図表 3-1-4 ごみ出しの分別区分ごとの注意事項と排出方法

区分	ごみ出しの注意事項	排出方法
可燃ごみ	もえないごみや危険な物は、絶対にいれない 生ごみは、水分を十分に切り、袋の口をしっかり結んで出す 枝木は、直径15cm以内（金光地域は10cm以内） 長さ1m以内（鴨方、寄島地域は、竹は、長さ50cm以内）にして出す 多量の場合は、清掃工場へ直接搬入する 資源物の分類に出せる者は、資源物の収集に出す 紙おむつ、生理用品の汚物はトイレに流す ※指定ごみ袋に入らない布団（掛け布団、敷布団）は、紐でしばって出せば収集します	浅口市指定ごみ袋
	カミソリ、刃物、ガラス等は、新聞紙等でくるみ、安全な工夫をして出す エアゾール缶（スプレー缶）、カセットボンベは、中身を使い切ってから出す ライターは、ガス（油）を抜いてから出す 多量の場合は、各施設へ直接搬入する 資源物の分類に出せる物は、資源物の収集に出す ※アルミ缶やスチール缶は、缶類の分類へ ※飲料用などのびんは、瓶の分類へ コンクリート片、ブロック、レンガ、瓦等のガレキ類は、金光一般廃棄物最終処分場へ直接搬入する（事業所が関与するものを除く。）	
不燃ごみ	作業員一人でダンプに積める重さの物 大きい物や重い物、多量の場合は、各施設へ直接搬入する 空き缶、缶詰の缶は、中身を完全に出し、水洗いする エアゾール缶（スプレー缶）、カセットボンベは、中身を使い切ってから、もえないごみに出す アルミ缶とスチール缶は、一緒に出す	家庭ごみ収集ステーションへ
収集ごみ	中を水で洗い、無色・茶色・緑色・その他の色に分け、キャップを取って出す ラベルはそのまま構わない。すりガラスのびんや化粧品 のびん等見分けのつきにくい物はその他の色に分ける 一升びん、ビールびん、牛乳びんのように繰り返し使用できる物はなるべく買ったお店に返す	色分けして、それぞれの回収ボックスに“横に寝かせて”入れる
	キャップとラベルを外し、中をきれいに洗って出す プラスチック製のキャップとラベルは、プラスチック製容器包装の分類に出す ボトルは、なるべくつぶして出す	回収ボックスに直接（袋に入れないで）入れる
	回収ボックスは使用しない（容器包装の対象物ではない） 食品トレイは、スーパーマーケットなどで実施している店頭回収に優先的に出す 汚れたままの物は、リサイクルできない 汚れの付いている物は水で軽くすすぐか、ふき取るなど、きれいにしてから出す	回収ボックスに入れる
	資源物	
新聞紙・ 広告チラシ	新聞紙、折込広告は、まとめてひもで十文字にしぼる 収集日が雨天の場合は、紙が濡れないようにして出す 雑誌・本は、まとめてひもで十文字にしぼる 雑誌がみは、紙袋に入れ、ひもで十文字にしぼるなど中身が出ないようにする。または、雑誌などにはさんで出す 紙以外の部分は取り除く 収集日が雨天の場合は、紙が濡れないようにして出す	資源物収集ステーションへ
ダンボール	ひもで十文字にしぼって出す 収集日が雨天の場合は、ダンボールが濡れないようにして出す	資源物収集ステーションへ
紙パック	中をすすいで切り開き、乾かした物を出す ひもで十文字にしぼるか、透明または半透明のビニール袋に入れて出す	
布	汚れがひどい物や水に濡れている物は出せない ハンガー、ベルト、縫い針など布以外は混ぜない 衣類のボタン、ファスナー類は付けたまま出す 収集日が雨天の場合は、布類が濡れないように出す 回収ボックスに直接（袋に入れないで）入れる	
乾電池	水銀を使用している体温計・温度計・血圧計は、透明のナイロン袋に入れて出す ニカド電池などの充電式電池・ボタン電池は、販売店等の回収ボックスに優先的に出す バッテリーは出せない	回収ボックスに入れる
使用済小型電子機器	回収ボックスの投入口（35cm×15cm）に入るもの 回収ボックスの投入口に入らないもの及びその他の回収対象品目は、指定の日時にリサイクルセンター、金光総合支所、寄島総合支所へ 家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は回収対象外 金属類・ガラス類・鏡類は、搬入前に外す	回収ボックスへ（市内8か所）
直粗大 接ごみ 埋立ごみ 入一時多量ごみ	可燃性 不燃性（大型） - - 一時多量ごみ	申込後、搬入



#### 4. 排出抑制・資源化に関する施策

本市では、排出抑制、資源化推進のため、以下の施策を行っています。

##### (1) 資源回収推進団体報奨金制度

P T A、子ども会などの営利を目的としない市内の団体に対して「浅口市資源回収推進団体報奨金交付要綱」の規定により報奨金を交付し、缶、びん、新聞紙、雑誌、段ボール、布などのリサイクルの推進を図っています。

集団回収の実績は図表 3-1-5 のとおりです。団体数、及び回収量は減少傾向にあります。特にR2年度からR4年度は、コロナ禍のため実施頻度が少なく、回収量も減少しています。

図表 3-1-5 集団回収量の推移

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
回収量	t	476	466	379	297	332
団体数	団体	33	33	32	30	30

##### (2) 生ごみ処理機補助金制度

一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、ボカシ容器、コンポスト、電気式生ごみ処理機を購入した場合「浅口市生ごみ処理機補助金交付要綱」の規定により補助金を交付しています。

補助件数の実績は図表 3-1-6 のとおりです。以前はコンポストの需要が多かったですが、近年は電気式生ゴミ処理機へシフトしている傾向にあります。

図表 3-1-6 生ごみ処理機補助件数

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
ボカシ容器	基	2	1	0	1	0
コンポスト	基	27	44	38	24	25
電気式生ごみ処理機	基	5	21	13	41	36

##### (3) 市民、事業者に対する情報提供・啓発活動

ごみの正しい分け方・出し方、各種補助金制度について、定期的に市広報紙などに関連記事を掲載して周知を図っています。

市民向けの手引きとして「家庭から出る資源物とごみの分け方・出し方」を作成し、市内の配布物対象世帯へ全戸配布を行ったほか、事業所向けの手引きとして「事業所から出る一般廃棄物の減量化・資源化の手引き」を作成し、市内 440 事業所へ送付しました。

また、町内会等を対象にした出前講座も開設し、本市におけるごみ処理の現状、ごみ減量化・資源化の必要性などについて啓発を行っています。

#### (4) ごみステーション施設整備補助金制度

家庭ごみ処理の効率化、市民がごみを出しやすい環境の整備及びそれに伴う分別の適正化などを図るため、「浅口市ごみステーション施設整備補助金交付要綱」の規定により、町内会等がごみステーション整備を行う際に補助金の交付を行っています。

図表 3-1-7 ごみステーション設置等補助金交付実績

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
新設等 件	3	4	2	5	4
修繕 件	7	4	7	7	3

#### (5) リサイクル協力店認定制度

平成 27 年 7 月から、紙パック・ペットボトル・食品トレイ等の自主回収やマイバッグ持参のよびかけなど、ごみの減量、リサイクルに積極的に取り組んでいる市内の小売販売店を「リサイクル協力店」として認定し、ごみの減量化・再資源化につながるよう働きかけています。

図表 3-1-8 浅口市リサイクル協力店一覧

店舗名	回収品目 (○のついているもの)						
	紙 パ ッ ク	ペ ッ ト ボ ト ル	食 品 ト レ イ	空 き 缶	ダ ン ボ ー ル	容 器 包 装	プ ラ ス チ ッ ク 製
ザ・ビッグ鴨方店	○	○	○	○	○		○
天満屋ハピータウン鴨方店	○	○	○			○	○
山陽マルナカ金光店	○	○	○	○		○	
コープ鴨方店	○	○	○			○	

## (6) 資源物ストックヤードの整備

月2回の資源物回収日以外にも、資源物を直接持ち込めるよう拠点回収を行っています。

図表 3-1-9 資源物ストックヤード一覧

設置場所	利用時間
市役所 金光総合支所 寄島総合支所	通年、終日開放 (閉庁日が長期の場合を除く)
リサイクルセンター 鴨方町深田 930-1	月～金曜日 8時30分～16時30分 (祝日、年末年始を除く)

## (7) 粗大ごみ戸別収集事業

平成27年7月から、高齢者や障害者の世帯を対象に、ごみステーションで収集することが困難で、清掃工場への直接搬入が必要なごみを戸別収集しています。

(テレビ・冷蔵庫といった、家電リサイクル法対象電化製品など収集できないものもあります。)

図表 3-1-10 粗大ごみ戸別収集について

申込み	対象
本庁環境課または各総合支所市民生活課で事前申請	市内在住で、在宅で生活している <u>次の人のみ</u> の世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度被保険者</li> <li>・介護保険の要介護・要支援認定を受けている人</li> <li>・身体障害者手帳の視覚障害1～2級の人</li> <li>・身体障害者手帳の肢体不自由1～2級の人</li> </ul>

図表 3-1-11 粗大ごみ戸別収集事業実績

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
戸数 件	20	11	26	18	22

## (8) 処理手数料等

一般廃棄物収集運搬手数料として、ごみの有料化を実施し、可燃ごみ、不燃ごみの排出方法には指定ごみ袋を導入しています。

図表 3-1-12 一般廃棄物収集運搬手数料

ごみ袋の種類	単位	価格
燃えるごみ	20L	80 円
燃えるごみ	30L	100 円
燃えるごみ	45L	10 枚 120 円
燃えないごみ	20L	80 円
燃えないごみ	30L	100 円

## 5. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費（工事費は除く。）は、図表 3-1-13 に示すとおり、年間 4 億円程で、一般会計に占める割合は 3 %程で推移しています。

市民 1 人当たりでは 1 万 3 千円程、ごみ 1 トン当たりでは 3 万 8 千円程に上昇しています。

図表 3-1-13 ごみ処理経費

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ごみ処理 経費	千円	391,367	418,476	426,437	426,024	431,373
一般会計 決算額	千円	14,850,961	14,272,279	18,564,831	15,748,951	14,927,721
決算に占める 割合	%	2.6	2.9	2.3	2.7	2.9
市民 1 人 当たり経費	円	11,325	12,214	12,539	12,652	12,896
ごみ 1 トン 当たり経費	円	31,618	34,651	34,825	37,029	38,111

## 第2節 目標に対する進捗状況

### 1. ごみの排出量の推移

ごみの排出量について、前計画の目標数値と実績値の比較を図表3-2-1に示します。総排出量及び1人1日平均排出量（以下、「原単位」といいます。）ともに、横ばい状態です。

図表3-2-1 ごみ排出量の推移

年度		実績				中間年度	目標年度	
		H30	R1	R2	R3	R5	R10	
人口	行政区域内人口	人	34,558	34,263	34,009	33,673	31,662	30,150
	計画収集人口	人	34,558	34,263	34,009	33,673	31,662	30,150
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
年間 家庭 系 資源 物 量	もえるごみ	t	6,484	6,481	6,432	6,473	5,543	4,935
	もえないごみ	t	635	449	504	376	407	376
	不燃性粗大ごみ	t	195	187	217	189	141	126
	缶類	t	57	57	59	57	56	55
	びん	t	188	177	176	165	182	174
	ペットボトル	t	60	61	63	64	61	61
	プラスチック製 容器包装	t	128	130	130	130	179	221
	ダンボール	t	108	109	125	134	98	95
	紙パック	t	5	5	6	6	7	9
	新聞紙・折込広告	t	124	118	119	134	126	123
	雑誌・本・雑がみ	t	165	165	178	182	216	259
	布類	t	49	54	61	57	60	69
	乾電池	t	9	8	9	10	8	7
	小型家電	t	20	26	32	27	19	25
	蛍光管	t				1		
	合計	t	913	910	958	967	1,012	1,098
	集団回収	t	969	974	979	895	556	589
	事業系一般廃棄物	t	3,182	3,076	3,155	2,605	3,236	2,919
	総合計	t	12,378	12,077	12,245	11,505	10,895	10,043
	1人1日平均排出量	g	981.3	963.1	986.4	936.1	943	913

(注) 中間年度及び目標年度の数値は、改訂前の目標数値

### 2. 資源化の状況

本市の総資源化量及びリサイクル率の推移と前計画の目標数値の比較を図表3-2-2に示します。ごみ総排出量の減少とともに総資源化量も減少し、リサイクル率が横ばいとなっているため、令和3年度の実績値と目標数値の比較では、目標年度に対して約4%の不足となっています。

図表 3-2-2 総資源化量とリサイクル率の推移

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 5 年度 (中間年度)	令和 10 年度 (目標年度)
計画収集人口	人	34,558	34,263	34,009	33,673	31,662	30,150
総排出量	t	12,378	12,077	12,245	11,505	10,895	10,043
総資源化量	t	2,419	2,407	2,480	2,343	2,296	2,415
リサイクル率	%	19.5	19.9	20.3	20.4	21.1	24.0

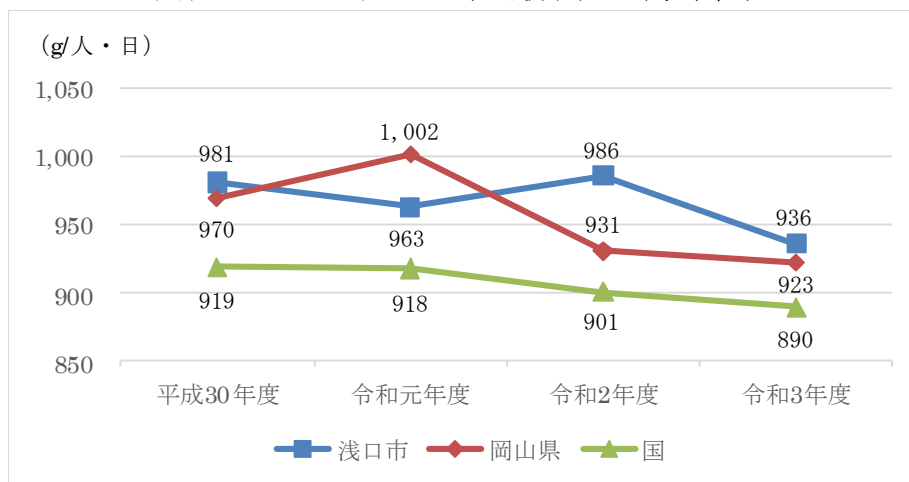
### 3. 国・県との比較

本市のごみ排出量とリサイクル率について、図表 3-2-3、図表 3-2-4 に全国平均及び岡山県平均との比較を示します。

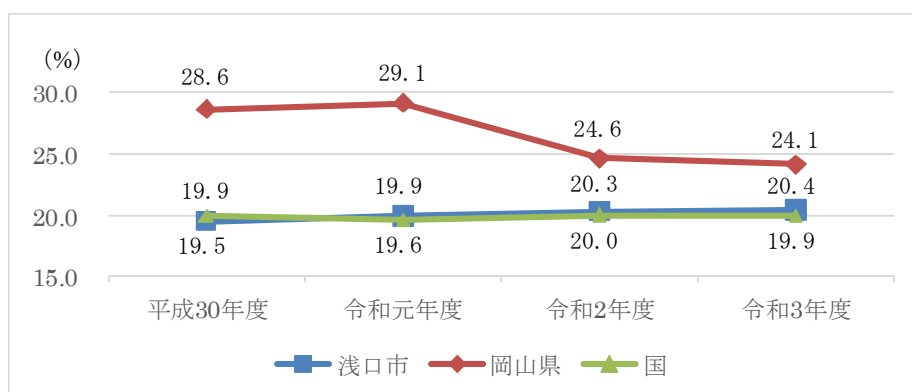
1人1日平均排出量について令和3年度の実績で比較すると、本市は936gで、岡山県平均と同程度であり、全国平均890gを上回っています。なお、平成30年度と比較するとすべて減少傾向にあります。

リサイクル率については、岡山県平均は減少傾向にありますが、本市は全国平均と同じ水準を維持しています。令和3年度の実績で比較すると、本市のリサイクル率は20.4%で、全国平均19.9%をわずかに上回っていますが、岡山県平均24.1%には届きませんでした。

図表 3-2-3 1人1日平均排出量 (原単位)



図表 3-2-4 リサイクル率



### 第3節 ごみ処理の課題

#### 1. ごみ組成調査

##### (1) 調査の目的

ごみステーションに排出された家庭系ごみを組成分析し、ごみの分別状態や資源化可能なものがどの位含まれているかなどの実態を把握することを目的とする。

##### (2) 調査品目

家庭系ごみ：可燃ごみ、不燃ごみ

##### (3) 調査時期

令和5年7月3日～7月14日

##### (4) 調査対象地域

金光地域（可燃ごみ約 160 k g、不燃ごみ約 70 k g）

鴨方地域（可燃ごみ約 165 k g、不燃ごみ約 57 k g）

寄島地域（可燃ごみ約 165 k g、不燃ごみ約 57 k g）

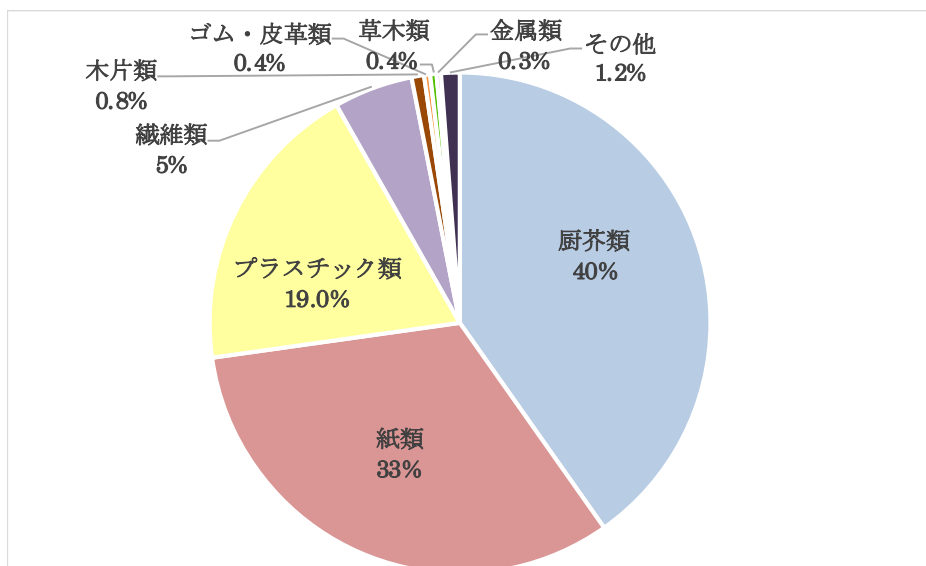
##### (5) 調査結果及び考察

###### ●可燃ごみ品目別組成結果

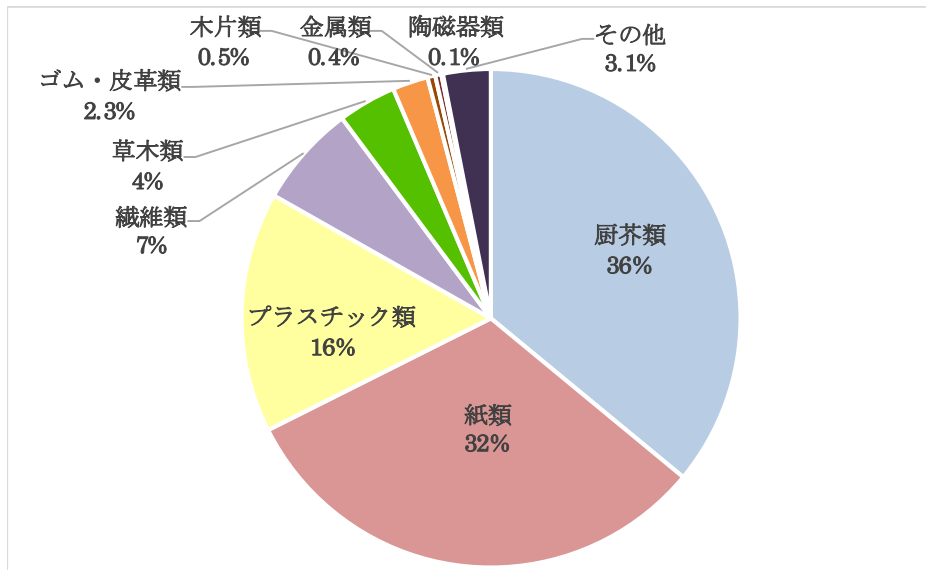
可燃ごみの組成分析結果は、図表 3-3-1～図表 3-3-3 に示すとおりです。

家庭系ごみの可燃ごみの中に最も多く含まれていたものは、「厨芥類（食品、調理くずなど）」であり、地域によって多少差はありますが約 32%～40%を占めており、うち約 3～4%が手つかずの食品でした。次いで「紙類」が約 24%～32%、「プラスチック類」が約 10%～19%の順となっています。

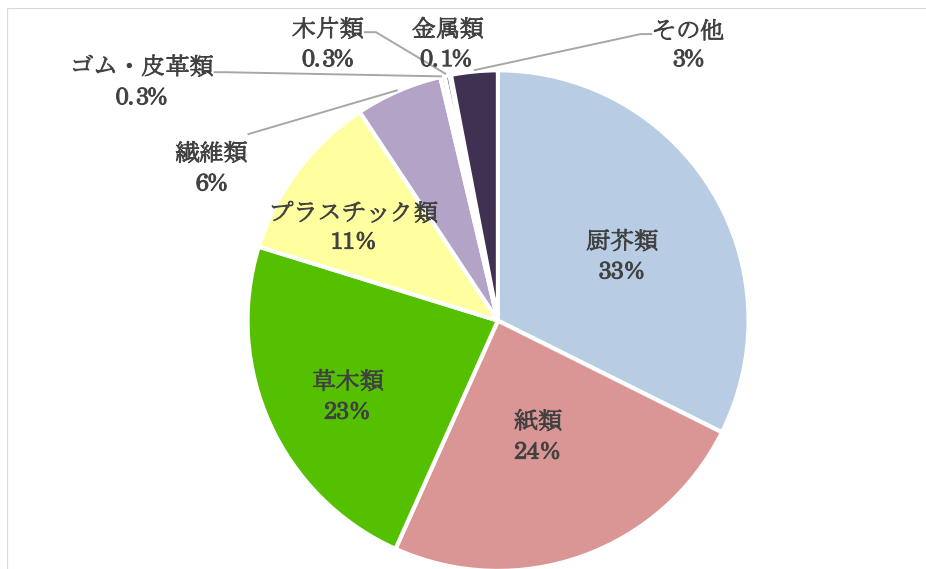
図表 3-3-1 可燃ごみ金光地域 品目別組成調査結果



図表 3-3-2 可燃ごみ鴨方地域 品目別組成調査結果



図表 3-3-3 可燃ごみ寄島地域 品目別組成調査結果



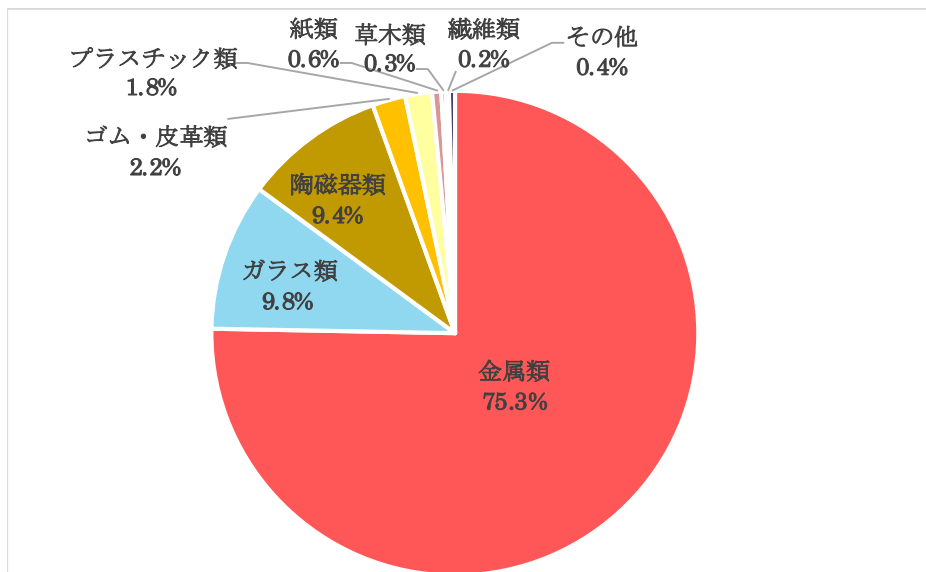
●不燃ごみ品目別組成結果

不燃ごみの組成分析結果は、図表 3-3-4～図表 3-3-6 に示すとおりです。

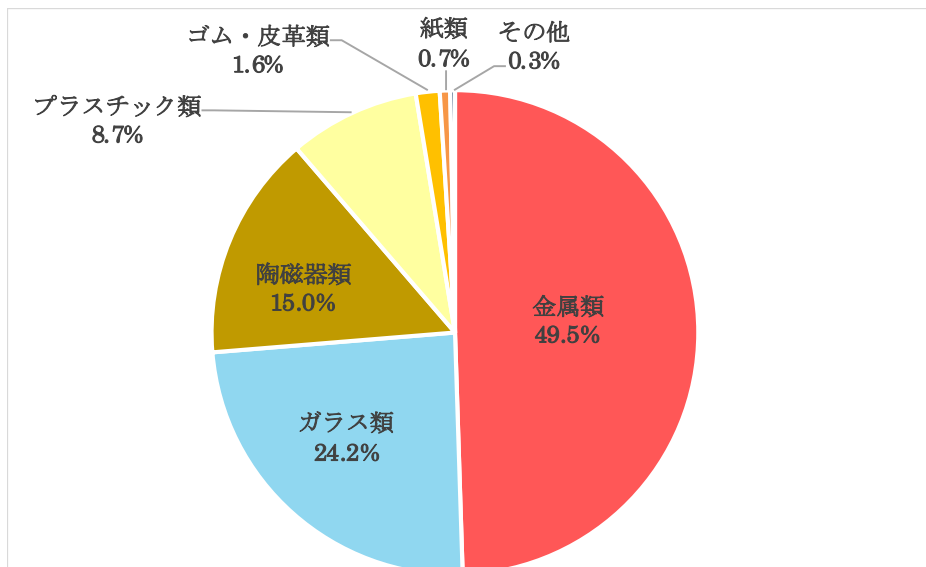
家庭系ごみの不燃ごみの中に最も多く含まれていたものは、「金属類」であり、地域によって多少差はありますが約 50%～75%を占めていました。次いで「ガラス類」が約 10%～24%、「陶磁器類」が約 9～22%、「プラスチック類」が約 1～9%を占めていました。



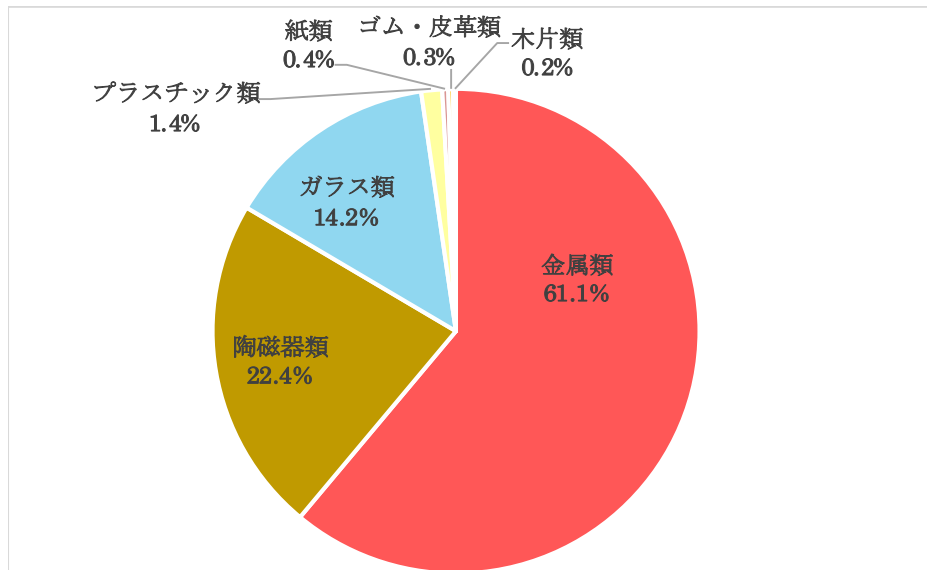
図表 3-3-4 不燃ごみ金光地域 品目別組成調査結果



図表 3-3-5 不燃ごみ鴨方地域 品目別組成調査結果



図表 3-3-6 不燃ごみ寄島地域 品目別組成調査結果



(6) 組成調査結果の考察

●ごみに含まれる資源化可能物の割合

ごみ組成分析結果から、現在何らかの資源化ルートが確保されているものを資源化可能物と定義して、ごみの中にどれだけの資源化可能物が混入しているかを示すと、図表 3-3-7、図表 3-3-8 のとおりとなります。

可燃ごみについては、地域によって多少の差は生じていますが、約 19～31% でした。

不燃ごみについては、地域によってバラつきがありましたが、平均すると約 38% でした。

図表 3-3-7 可燃ごみの中の資源化可能物混入割合

分類		金光地域	鴨方地域	寄島地域	市内平均 (加重平均)
プラスチック製容器包装類	%	13.5	11.0	7.3	11.3
紙類	%	14.5	15.8	10.4	14.6
布類	%	2.5	4.4	1.7	3.4
缶類	%	0	0	-	0
びん類	%	-	0	0	0
乾電池	%	0	0	-	0
小型家電	%	-	-	-	-
合計 (※)	%	30.5	31.2	19.4	29.3

※端数処理の都合上、各品目の計と合計は必ずしも一致しません。

プラスチック製容器包装類  
(ペットボトル)



プラスチック製容器包装類  
(プラスチック製パック、容器類)



プラスチック製容器包装類  
(食品トレイ)



紙類  
(紙パック)



紙類  
(紙製容器包装)



紙類  
(折り込み広告)



図表 3-3-8 不燃ごみの中の資源化可能物混入割合

分類		市内全地域 (加重平均)
プラスチック製容器包装類	%	0.1
紙類	%	0.6
布類	%	-
缶類	%	4.0
びん類	%	12.8
乾電池	%	0.4
小型家電	%	20.5
合計 (※)	%	38.4

※端数処理の都合上、各品目の計と合計は必ずしも一致しません。

小型家電



びん類  
(飲料用)



### ●前回との比較

ごみに含まれる資源化可能物の割合は、前回よりも全体として高くなっています。

可燃ごみについては、鴨方町域の紙類、寄島町域のプラスチック製容器包装類及び布類について前回より数値が低くなっており、各町域における合計は前回と比較して、鴨方町域及び寄島町域では約 1.7～3.7%低くなっていますが、金光町域では約 5.8%高くなっています。

不燃ごみについては、前回の数値を比較すると、プラスチック製容器包装類、布類及び缶類について数値が低くなっていますが、合計では約 4.9%高くなっています。

## 2. 排出抑制・資源化について

### (1) 排出抑制

#### 【現状】

図表 3-3-9 原単位（1人1日平均排出量）

目標値	中間値	現状（R3）	目標値との差
913 g	943 g	936.1 g	23.1 g

#### 【評価】

- ・前節で示したとおり、本市全体の原単位は、ごみの総排出量は減少傾向でしたが、その比率を上回る勢いで人口が減少しており、比較的高い水準を維持しています。ただし、令和3年度は936.1gで、全国平均値及び岡山県平均値を上回る数値ではありますが、本計画の中間目標は達成することができました。

#### 【課題】

- ・人口が減少傾向にあるため、ごみ総排出量は減少傾向にあるが、今後の高齢化に伴う片付けごみの増加等、原単位でのごみ排出量を増加させる要因が考えられます。

#### 【今後の取組み】

- ・本市のごみ排出量は、原単位で見ると全国平均・岡山県平均を上回っており、引き続きごみ排出量の削減が求められます。
- ・家庭や事業所での片付けの際の紙ごみ・衣類等、資源化できるごみは積極的に資源化を推進し、ごみの減量化を行います。
- ・今後とも市全体で更なる排出抑制に努めるよう、市民や事業所に対して啓発活動等を推進するとともに、食品ロスへの取り組みなど新たな排出抑制策の導入について検討する必要があります。

### (2) 資源化

#### 【現状】

図表 3-3-10 リサイクル率

目標値	中間値	現状（R3）	目標値との差
24.0%	21.1%	20.4%	3.6ポイント

#### 【評価】

- ・本市のリサイクル率は、令和3年度が20.4%であり、中間目標を達成できませんでした。

#### 【課題】

- ・近年生産される製品の種類や素材が多様化していること等から、分別区

分の判断に悩む市民が多く、その問い合わせが増えていきます。

- ・組成調査の結果等から、家庭ごみの出し方や分別の仕方が徹底されていない例もあります。

**【今後の取組み】**

- ・ 今後は、家庭ごみ及び事業系ごみの定期的な実態把握を行い、ごみの中に多く含まれる減量化及び資源化可能物（生ごみ、古紙類、プラスチック製容器包装類、缶類、びん類など）が適正に減量化・資源化されるよう、対策を推進していくことが必要です。
- ・ ごみの分別の仕方が遵守され、適正に排出されるよう、市民に対する啓発活動を維持・進展させ、分別排出の徹底を促進することが必要です。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念

本計画の上位計画である「第2次浅口市環境基本計画」においては、本計画の目指すべき基本目標は、「資源が循環する持続可能なまちづくり」としています。この目標を実現するため、本計画での基本理念は、以下のとおりとします。

**資源を大切に 持続可能な循環型都市 あさくち**

### 第2節 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、次の5つの基本方針のもとに、各種施策を展開します。

#### ①環境への配慮

ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ社会づくりを進め、環境への負荷をできる限り減らした循環型社会の形成に向けた施策を展開します。

#### ②4Rの推進

リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「4R」を推進し、ごみの減量化・資源化を促進し、適正なごみ処理体制を構築します。

#### ③市民・事業者・行政一体によるごみ処理

生産から流通、消費、廃棄にいたるまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的にごみ処理を進める必要があります。市民・事業者・行政の三者が担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向け、社会全体で積極的に取り組みます。

#### ④環境教育の充実

市民一人ひとりが、ごみを減らす工夫を心がけ、生活様式を変えるなど、ごみに対する市民意識を高め、ものの大切さや自然環境を愛する心を次世代に引き継ぐため、環境教育の機会を充実します。

#### ⑤市民サービスの向上

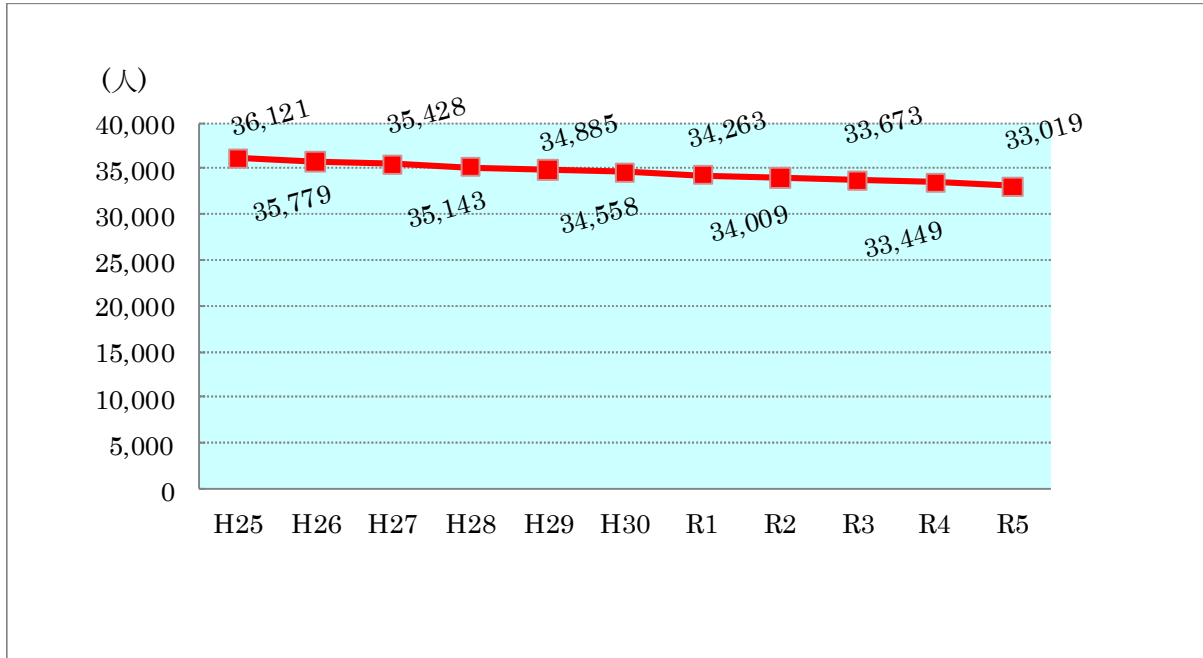
単身世帯の増加、少子高齢化の進行といった社会状況を踏まえ、情報提供手段の充実やごみステーションの整備促進などに取り組み、市民が情報を得やすく、ごみを出しやすい環境整備をします。

### 第3節 ごみ処理に関する基本的な事項

#### 1. 人口の予測

目標年度（令和10年度）は、住民基本台帳の動きを踏まえた推計により、31,439人とします。

図表 4-3-1 人口推移の実績



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

#### 2. 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は、収集運搬区域内で排出されたごみを、生活環境の保全上支障が生じないうちに、中間処理施設や最終処分場へ搬入しなければなりません。

また、増大するごみの量、多様化するごみの質にも対応した収集・運搬体制を整備する必要があります。

本計画では、ごみの発生・排出状況および処理処分体系を整備し、市民サービスの適正化と合理的、効率的な収集・運搬体制を整備することを目標とします。

##### (1) 収集・運搬体制

本市の収集・運搬体制は、

- ・収集運搬区域・・・市域全体
- ・家庭から排出されるごみ・・・自己搬入または委託業者による収集
- ・事業系一般廃棄物（商店・事業所・飲食店・農業等の事業活動から出るごみ）  
・・・自己搬入または許可業者による収集とします。

ごみの分別区分による収集・運搬体制は、図表 4-3-2 のとおりです。

なお、家庭から出る可燃ごみ及び不燃ごみを、ごみステーションに排出する場合、市指定のごみ収集袋に入れて排出することを義務付けています。



図表 4-3-2 収集・運搬体制

区分	収集回数	収集方法	収集運搬	
可燃ごみ	週 2 回			
不燃ごみ	月 2 回			
不燃性粗大ごみ				
家庭系 資源物	缶類			
	びん類			
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装		ステーション回収	委託
	新聞紙・広告チラシ	月 2 回		
	ダンボール			
	雑誌・本・雑紙			
	紙パック			
	布			
	乾電池			
	使用済小型電子機器等	その都度	拠点回収	委託または 認定事業者
	蛍光管	その都度	拠点回収	市または 委託
	事業系ごみ	その都度		許可業者
直接搬入	その都度		排出者	

(2) 収集・運搬の量

目標年度（令和 10 年度）における収集・運搬の量を図表 4-3-3 に示します。

図表 4-3-3 収集・運搬の量

項目		実績	実績	目標
		H28 年度	R3 年度	R10 年度
可燃ごみ	t	6,216	5,996	5,073
不燃ごみ	t	293	304	255
資源ごみ	t	934	940	1,087
粗大ごみ	t	94	87	78
計	t	7,537	7,327	6,493

### 3. 中間処理計画

中間処理とは、排出されたごみを、最終処分場へ埋め立て処分するまでの間に、減容化と再資源化を行い、最終処分場へ埋め立てる量を軽減するものです。

一般的な処理方法は、資源ごみの資源選別処理、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別処理などです。ここでは、分別収集などにより再資源化することを第一としています。

#### (1) 中間処理の方法

ごみの種類ごとの中間処理の方法は、図表 4-3-4 のとおりとします。

図表 4-3-4 中間処理の方法

種類	処理方法	搬入先
可燃ごみ	焼却	一部事務組合
不燃ごみ		一部事務組合又は 金光一般廃棄物最終処分場
可燃性粗大ごみ	選別 ・破碎等処理	一部事務組合
不燃性粗大ごみ		
缶類	選別・圧縮・保管	
びん類	選別・保管	
ペットボトル		
プラスチック製容器包装		一部事務組合又は民間業者
新聞紙・広告チラシ		
ダンボール	選別・圧縮	
雑誌・本・雑紙	・梱包・保管	
布		
紙パック		
乾電池、蛍光管		
使用済小型電子機器等	選別・破碎等処理	認定事業者

鴨方地域及び寄島地域から排出される可燃ごみは「岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場」、不燃ごみは「岡山県西部衛生施設組合井笠広域資源化センター粗大ごみ処理施設」、資源ごみは「民間業者」、「岡山県西部衛生施設組合資源化センターリサイクルプラザ」において処理を行います。

金光地域から排出される可燃ごみは「倉敷西部清掃施設組合清掃工場」、資源ごみは「民間業者」、「岡山県西部衛生施設組合資源化センターリサイクルプラザ」において処理を行います。

また、焼却処理については、令和8年度から井笠管内で広域処理を行うため、岡山県西部衛生施設組合が新たに整備する井笠広域里庄清掃工場にて浅口市全域の可燃ごみも一ヶ所で処理できるようになります。

図表 4-3-5 に可燃ごみの中間処理施設の概要、図表 4-3-6 に不燃ごみの中間処理施設の概要、図表 4-3-7 に資源ごみの中間処理施設の概要を示します。

なお、新岡山県ごみ処理広域化計画（平成 19 年 3 月）では、金光地域は倉敷ブロックから西部ブロックに編入する事が計画されています。

図表 4-3-5 可燃ごみの中間処理施設の概要

◆名称	倉敷西部清掃施設組合清掃工場
◆所在地	倉敷市玉島道越 888 番地 1
◆建築面積	約 2,057 m <sup>2</sup>
◆敷地面積	約 5,700 m <sup>2</sup>
◆炉型式	全連続式流動床炉
◆処理能力	180 t/日 (90t/日×2 炉)
◆竣工	平成 10 年 3 月

◆名称	岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場
◆所在地	浅口郡里庄町大字新庄 3655 番地
◆建築面積	約 2,900 m <sup>2</sup>
◆敷地面積	約 10,000 m <sup>2</sup>
◆炉型式	流動床式焼却炉
◆処理能力	200t/日 (100t/日×2 炉)
◆竣工	平成 11 年 3 月

図表 4-3-6 不燃ごみの中間処理施設の概要

◆名称	岡山県西部衛生施設組合并笠広域資源化センター粗大ごみ処理施設
◆所在地	笠岡市平成町 105 番地
◆建築面積	延べ約 2,375 m <sup>2</sup>
◆敷地面積	約 15,028 m <sup>2</sup>
◆破碎能力	40t/日
◆竣工	平成 7 年 3 月

図表 4-3-7 資源ごみの中間処理施設の概要

◆名称	岡山県西部衛生施設組合并笠広域資源化センターリサイクルプラザ
◆所在地	笠岡市平成町 105 番地
◆建築面積	延べ約 2,812 m <sup>2</sup>
◆敷地面積	約 4,600 m <sup>2</sup>
◆処理能力	27t/日 (ビン類、紙、布類、ペットボトル、その他プラスチック容器)
◆竣工	平成 12 年 8 月

## (2) 中間処理の量

本市の一般廃棄物中間処理の量については、倉敷西部清掃施設組合、岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合におけるそれぞれの計画によるものとします。また、今後新たに一部事務組合が設立された場合は、その計画によるものとします。

## 4. 最終処分計画

廃棄物の処理や処分の作業のなかで、最終処分は生活環境保全に重要な関わりを持っています。最終処分場は、廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化を行う施設として今後も必要となります。

本市では、排出抑制・資源化施策を実施してごみの減量・資源化に努めつつ、適切な中間処理により最終処分量の低減化及び最終処分場の延命化を図った上で、中間処理後の処理残渣について環境に配慮した方法で適正な最終処分を行います。

### (1) 最終処分の方法

鴨方地域及び寄島地域から排出される可燃ごみの焼却灰及び不燃物の処理残渣は、「見崎山埋立処分地」が平成24年度末で埋立終了したことに伴い、それ以降は民間業者の処理施設で処理を行っていましたが、令和4年度から岡山県西部衛生施設組合の井笠広域一般廃棄物埋立処分場が供用開始となり、同施設にて埋立処理を行っています。

金光地域から排出される可燃ごみの焼却残渣については、焼却灰は倉敷市の「水島エコワークス」にて処理を行い、資源化不能な不燃物は「倉敷市東部最終処分場」にて埋立処理を行います。金光地域から排出される不燃ごみは、「浅口市金光一般廃棄物最終処分場」にて埋立処理を行います。

図表 4-3-8 に最終処分場の概要を示します。

図表 4-3-8 最終処分場の概要

◆名称	倉敷市東部最終処分場
◆所在地	倉敷市二子 1923 番地 5
◆埋立場所	山間埋立
◆埋立方法	準好気性埋立構造、セル方式
◆埋立対象物	破碎不燃、埋立ごみ 他
◆埋立面積	33,000 m <sup>2</sup>
◆埋立容量	330,000 m <sup>3</sup>
◆浸出水処理能力	240 m <sup>3</sup> /日
◆浸出水処理方式	生物処理(含脱窒)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭

◆名称	浅口市金光一般廃棄物最終処分場
◆所在地	浅口市金光町下竹地内
◆埋立場所	山間埋立
◆埋立方法	準好気性埋立構造、セル方式
◆埋立対象物	不燃物残渣等
◆埋立面積	8,400 m <sup>2</sup>
◆埋立容量	39,700 m <sup>3</sup>
◆浸出水処理能力	30t/日
◆浸出水処理方式	接触ばっ気方式＋高度処理方式

◆名称	岡山県西部衛生施設組合并笠広域一般廃棄物埋立処分場
◆所在地	井原市高屋町 5096 番地
◆埋立場所	山間埋立
◆埋立方法	準好気性埋立構造、サンドイッチ方式
◆埋立対象物	焼却残渣、不燃物残渣
◆埋立面積	約 12,800 m <sup>2</sup>
◆埋立容量	約 104,600 m <sup>3</sup>
◆浸出水処理能力	35 m <sup>3</sup> /日
◆浸出水処理方式	カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋活性炭＋脱塩処理

## (2) 最終処分量

浅口市金光一般廃棄物最終処分場における最終処分量の計画を図表 4-3-9 に示します。  
 なお、鴨方地域、寄島地域から排出されるごみに係る最終処分量の計画については、岡山県西部衛生施設組合の計画によるものとします。

図表 4-3-9 最終処分量

項目	実績		目標
	H28 年度	R3 年度	R10 年度
浅口市金光一般廃棄物 最終処分場	t 247	157	212

## 第4節 目標設定

### 1. 国の目標

平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、一般廃棄物の減量化・資源化に関する目標を以下のとおり設定しています。

図表 4-4-1 第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標

項目		実績 R3年度	目標 R7年度
1人1日あたりの排出量	g/人日	890	約850
1人1日あたり家庭系ごみの排出量 ※資源ごみ、集団回収量を除く	g/人日	636	約440
リサイクル率	%	19.9	約28

### 2. 岡山県の目標

第5次岡山県廃棄物処理計画では、一般廃棄物の減量化・資源化に関する目標を以下のとおり設定しています。

図表 4-4-2 第5次岡山県廃棄物処理計画における一般廃棄物の目標

項目		実績 R3年度	目標 R7年度
1人1日あたりの排出量	g/人日	923	935
1人1日あたり家庭系ごみの排出量	g/人日	602	477
リサイクル率	%	24.1	23.1

### 3. 浅口市の目標数値の設定

目標年度（令和10年度）の減量化・資源化指標として、図表 4-4-3 のとおり2つの目標数値を設定します。

図表 4-4-3 目標年度（令和10年度）の減量化・資源化目標

項目	目標
ごみの総排出量削減目標	1人1日あたりの排出量を令和3年度の936g（家庭系ごみ724g、事業系ごみ212g）から目標年度には904g（家庭系ごみ698g、事業系ごみ206g）以下に削減します。
リサイクルの目標	リサイクル率を、令和3年度の20.4%から目標年度には24%以上とします。

図表 4-4-4 目標達成に向けたごみ排出量の見込み

年度		実績		目標		
		H28 年度	R3 年度	R10 年度		
人口	行政区域内人口	人	35,143	33,673	31,439	
	計画収集人口	人	35,143	33,673	31,439	
	自家処理人口	人	0	0	0	
家庭系資源物	もえるごみ	t	6,600	6,473	5,477	
	もえないごみ	t	467	376	315	
	不燃性粗大ごみ	t	162	189	170	
	缶類	t	60	57	59	
	びん	t	202	165	175	
	ペットボトル	t	57	64	70	
	プラスチック製 容器包装	t	128	130	183	
	ダンボール	t	108	134	140	
	紙パック	t	5	6	7	
	新聞紙・折込広告	t	135	134	138	
	雑誌・本・雑がみ	t	178	182	198	
	布類	t	53	57	77	
	蛍光管	t		1	1	
	乾電池	t	8	10	10	
	小型家電	t	13	27	29	
	合計	t	947	967	1,087	
		集団回収	t	545	895	967
		事業系一般廃棄物	t	3,781	2,605	2,359
		総合計	t	12,502	11,505	10,375
	1人1日平均排出量		g	975	936	904

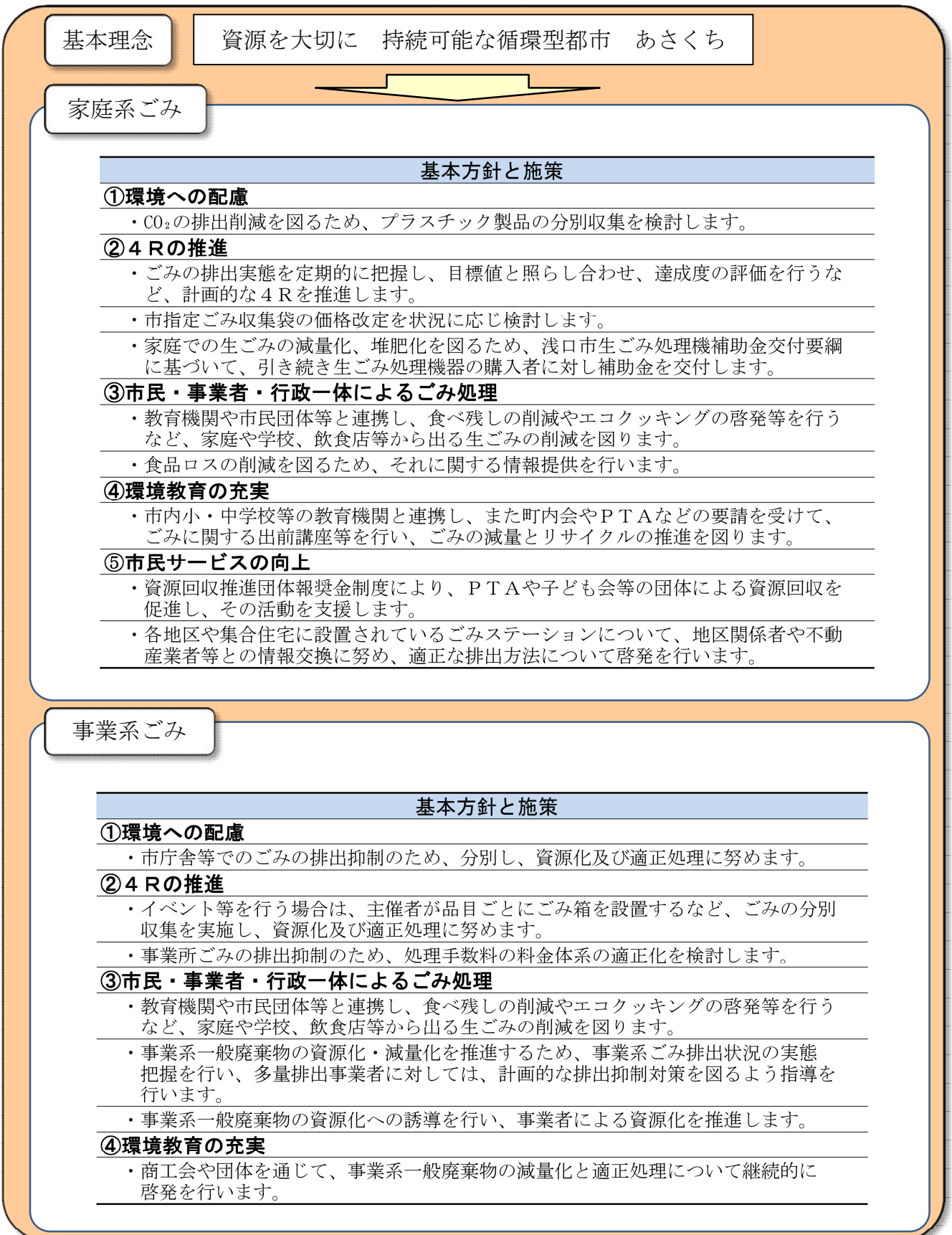
図表 4-4-5 目標達成に向けた資源化量の見込み

年度		実績		目標	
		H28 年度	R3 年度	R10 年度	
	計画収集人口	人	35,143	33,673	31,439
	総排出量	t	12,502	11,505	10,375
	原単位	g/人日	975	936	904
	総資源化量	t	2,488	2,343	2,488
	リサイクル率	%	19.9	20.4	24.0

## 第5節 目標達成のための施策体系

本計画の基本方針に則り、効率的かつ効果的にごみの減量化・資源化を推進し、目標数値を達成するため、図表 4-5-1 に施策の体系を示します。

図表 4-5-1 ごみの減量化・資源化のための施策体系





## 第6節 市民・事業者・行政の役割

循環型社会の形成のためには、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割と責任を認識し、各段階で廃棄物の発生を抑制し、再資源化して、環境への負荷の少ない社会・経済の仕組みをつくっていく必要がありますが、各主体が個々に行動するだけでなく、連携・協働して、それぞれの知識や知恵を最大限に活用して「取り組むもの」とします。

### (1) 市民の役割

市民は、自らもごみの排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方、循環型社会づくりの担い手でもあるという自覚をして、「もったいない」の気持ちでより環境負荷の少ない生活様式を見直し、ごみとなるものの発生回避（リフューズ）、ごみの発生・排出の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に努めるとともに、ごみ問題に関心、理解を深め、循環型社会のまちづくりに進んで参加、協力します。

図表 4-6-1 排出抑制・資源化のための市民の役割

①商品を買うとき
・できるだけごみにならないもの、なりにくいものを買います。
・簡易な包装の品物を選びます。
・本当に必要なものを必要な量だけ、よく考えて買います。
・特に食品の購入に当たっては、適量の購入や「てまえどり」等により食品ロスの削減に資する購買行動に努めます。
・マイバッグ（エコバッグ）・マイボトルを持参します。
・できるだけリサイクル商品などグリーン購入対応商品を選択します。
・繰り返し使えるもの、耐久性に優れたものを選びます。
②不要なものが出たとき
・最後まで使います。また修理すれば使えるものは、修理して使います。
・PTAや子ども会等が行う集団資源回収に協力します。
・容器包装の店頭回収・古紙の集団回収・小型家電の回収・廃家電の小売店での回収等の資源回収に協力します。
・別の使用用途がないか考え、必要な人に譲るなど、再利用に努めます。
・市の分別・排出方法を遵守します。
・生ごみの堆肥化と生ごみの水切りを十分に行います。
③ごみ分別の徹底
・ごみ分別・排出方法を十分に理解し、ごみの減量化と分別の徹底により効率的なごみ処理に取り組みます。
・分別されていない等の排出基準違反がないよう、ごみの排出モラルの向上に努めます。

## (2) 事業者の役割

事業者は、法令遵守を徹底し、環境に配慮した事業活動を行い、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、排出事業者責任を踏まえて適正に処理し、ごみ問題に関心、理解を深め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加、協力します。

図表 4-6-2 排出抑制・資源化のための事業者の役割

### ①製造・販売するとき

- ・ごみになりにくい、リサイクルや処分がしやすい商品の製造・販売に努めます。
- ・繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品等の開発・生産・販売に努めます。
- ・原料や製造工程の工夫により、生産過程に発生するごみの減量に努めます。
- ・包装や梱包の簡素化に努めます。
- ・製品の製造・販売・流通の各段階において環境負荷の低減に努めます。

### ②ごみを排出するとき

- ・自らの責任で適正に処理します。
- ・食品リサイクル法に基づき資源化を推進します。
- ・適正な保管場所、排出場所、処理・処分先を確保します。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物の区分を遵守します。
- ・市の分別・排出方法を遵守します。

### ③ごみ問題への取り組み姿勢

- ・事業者としてのごみ処理に関する責務を十分理解し、自らの責任においてごみの減量リサイクルに努めるとともに、適正な処理・処分を行います。
- ・法令を遵守するとともに法令に基づく適正な負担と役割を担います。
- ・市民とともに事業者が取り組むごみ減量リサイクルの重要性を理解し、市や関係団体が行うごみ減量リサイクル事業に積極的に協力します。
- ・資源物保管場所を確保し、資源回収システムを確立します。
- ・ごみの多量排出事業所における減量化実施計画の作成、計画の実践を行います。

### ④ごみ分別の徹底と減量化

- ・各事業所から出るごみの分別の徹底と減量化の協力を呼びかけ、効率的なごみ処理に取り組みます。
- ・廃棄物処理法の規定を遵守し、自社による適切な処理又は許可業者との委託契約による排出等を徹底します。

### (3) 市の役割

市は、市民や事業者の4R活動が円滑に行われるよう、循環型社会形成に向けた仕組みづくりに積極的に取り組みます。

図表 4-6-3 排出抑制・資源化のための市の役割

#### ①ごみ発生・排出の抑制

- ・市民、事業者、市の協力体制づくりを推進します。
- ・市民、事業者に対する情報提供や啓発活動を強化します。
- ・生ごみの堆肥化等による自家処理を推進します。
- ・不法投棄への対応と未然防止に取り組みます。
- ・市指定家庭ごみ袋の価格改定を状況に応じ検討を行います。
- ・事業系ごみの料金体系の検討を行います。

#### ②ごみの分別・排出方法

- ・ごみの分別・排出方法の指導の徹底を図ります。
- ・効率的かつ安定的な収集体制を整備します。
- ・ごみステーション(資源を含む)の適正な配置等を、地域と連携し検討を行います。
- ・多量にごみを排出する事業所などに対して、指導や情報提供を行います。

#### ③ごみの処理・処分

- ・適正な最終処分の実施と計画的な施設の確保を進めます。
- ・資源化技術や先進技術に関する研究を行います。

#### ④排出者としての取り組み

- ・市役所を始め、市の管理する公共施設において、ごみの減量やリサイクルに率先して取り組みます。
- ・環境負荷ができるだけ小さい物の購入を優先的に進め、資源物の分別を積極的に行い、市役所全体のごみ減量を図ります。

#### ⑤支援策

- ・生ごみ処理機器購入者に対し助成を行います。
- ・子ども会・PTA等が実施する集団資源回収に対し助成を行います。

#### ⑥啓発活動

- ・ごみの減量やごみの出し方など、ごみ関連の情報を市民に伝えるため、市広報紙やホームページ等で周知を図ります。
- ・民間拠点回収(店頭回収)の普及・啓発を支援します。
- ・町内会やPTAなどの要請を受け、ごみに関する出前講座を開催するとともに、各種団体等と連携し、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。
- ・今後増加が見込まれる外国人への、ごみ分別徹底の広報啓発を図ります。

#### ⑦ごみ排出モラルの向上

- ・ごみ排出モラルの更なる向上を目指し、分別の徹底がごみの減量化・資源化に結びつき、効率的なごみの処理が地球環境の保全につながることを周知します。
- ・事業系ごみの分別の協力を呼びかけ、資源物の分別を徹底するよう指導します。

図表 4-6-4 排出抑制・資源化のための市の重点施策

---

## 1. 情報提供の充実

---

### (1) 情報提供手段の確保

市広報紙やチラシが配布されない町内会未加入世帯や集合住宅などに対する情報提供手段の確保に努めます。特に、若者に対してスマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを活用した新規手法の導入を検討します。

### (2) 提供する情報の充実

市広報紙、チラシ、市ホームページ等の内容や頻度をより充実させるとともに、出前講座等の開催により、ごみ排出者と行政の近距離かつ双方向のコミュニケーションを積極的に図ります。

---

## 2. ごみ回収の仕組みの整備

---

### (1) 資源物回収拠点の充実

資源物回収拠点が希薄な地域には、資源物収集ステーションの整備を呼び掛け、拠点回収所の充実に努めます。特に、集合住宅等での資源物排出機会を増やすため、不動産業者や管理人等への働きかけや連携を強化します。

### (2) ステーションごとの個別対策の強化

家庭ごみ収集委託業者と積極的な情報交換を行い、ステーションごとの排出状況を把握して、必要に応じて当該町内会等に対する聞き取り調査や個別対策を実施します。

---

## 3. 事業系ごみへの対策の強化

---

### (1) 各事業所に対するきめ細やかな対応

事業所から排出されるごみの種類や量は、業種や事業所の運営方針等により様々で、減量化・資源化には個別の対応が必要になるため、市内の各事業所に個別訪問等を行い、状況の把握に努めるとともに、必要に応じた助言や指導を積極的に行います。

### (2) 処理施設への搬入時におけるチェック及び指導強化

事業所による直接搬入ごみには、処理施設での現地チェックを行うなど現況把握を強化し、ごみに紙類やプラスチック類等の資源化可能物が含まれていた場合には、資源化に努めるよう指導を行います。

---

## 第7節 その他ごみの適正処理に関する施策

### (1) 特別管理一般廃棄物・適正処理困難物に対する対処方針

市や一部事務組合で収集及び処理が危険なものや困難なもの及び、廃棄物関係法令などにより指定されているものは、「適正処理困難物」と言い、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則です。これらの品目について、何が適正処理困難物かを明確にし、適正な処理ルート確保とその情報交換に努め、排出者に対して適正な排出方法について情報提供を進めていきます。

### (2) 不法投棄対策

不法投棄は、良好な生活環境を保全するうえで大きな問題となっています。ごみの適正処理について市民及び事業者に対して啓発を行うと共に、不法投棄を未然に防ぐため、市民や各種団体等の協力を得ながら、県・警察・関係機関との連絡を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化していきます。

### (3) 野外焼却対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一部の例外を除き廃棄物の野外での焼却は禁止されています。周辺の環境を保全するため、今後も遵守されるよう啓発と指導に努めていきます。

### (4) 在宅医療廃棄物の処理

高齢化社会が進み、在宅での医療行為が増え、家庭からも医療廃棄物が排出されています。これらの在宅医療廃棄物には、注射針等の危険なごみが出されることもあり、収集作業員が負傷するおそれもあるので、適正な排出方法を周知・徹底することが必要です。

医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど、適正な処理に取り組むものとします。

### (5) 地域に関する諸計画との関係

ごみ処理基本計画に基づく施策の実施にあたっては、県の廃棄物処理計画、ごみ処理広域化計画、市の総合計画など関連する行政計画との整合及び調整に十分配慮するものとします。

### (6) 災害廃棄物対策

災害発生時には、がれき等の大量で多種多様な災害廃棄物が発生することが予想されますので、災害後の被害状況の確認後は、通常の処理体制とは別に、生活環境保全上、災害廃棄物の処理体制を構築する必要があるため、非常災害に備えた「浅口市災害廃棄物処理計画」(令和3年1月)の策定いたしました。

災害時に適正かつ円滑に処理が行えるよう、県や周辺市町村などの関係機関との連携を図ります。

#### (7) 水銀使用製品廃棄物対策

「水銀による環境の汚染防止に関する法律（水銀汚染防止法）」の施行（平成 28 年 12 月）に伴い、廃棄物処理法施行令等や大気汚染防止法も改正されました。

水銀汚染防止法では、第 17 条にて市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定していますので、本市でも対応が必要です。

主な水銀使用製品には、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計があります。

本市では不燃ごみ又は資源物として収集していますが、排出の際の破損や可燃ごみに混入された場合には水銀の飛散に繋がるので、市民への適切な排出方法の周知が必要です。

#### (8) 食品ロス削減への取組み

まだ食べられる食品が大量に廃棄されている状況を鑑み、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。

令和 5 年度組成調査における厨芥類のうちの約 10%が手つかずの食品であったため、市民が食品ロスを削減する取組みに積極的に参加できるよう、身近で取り組むことができる方法をホームページや広報誌等で情報発信します。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状と課題

#### 1. 生活排水の排出状況

本市における生活排水の排出状況は、図表 5-1-1 に示すとおりです。

合併処理浄化槽人口は微減していますが、公共下水道人口と合わせた水洗化人口が増加傾向にあり、一方で、非水洗化人口（し尿収集）が減少傾向にあります。

図表 5-1-1 生活排水の処理形態別人口の内訳

区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度
1. 計画処理区域内人口	人 34,263	34,009	33,673
2. 水洗化人口	人 26,078	26,175	26,310
2.1 水洗化・生活雑排水処理人口	人 24,698	24,897	25,041
(1) 公共下水道人口	人 20,501	20,880	21,041
(2) 合併処理浄化槽人口	人 4,197	4,017	4,000
(3) 集落排水施設人口	人 0	0	0
2.2 水洗化・生活雑排水未処理人口	人 1,380	1,278	1,269
3. 非水洗化人口（し尿収集）	人 8,185	7,834	7,363
(1) 汲み取りし尿	人 8,076	7,768	7,300
(2) 自家処理	人 109	66	63
4. 計画処理区域外人口	人 0	0	0

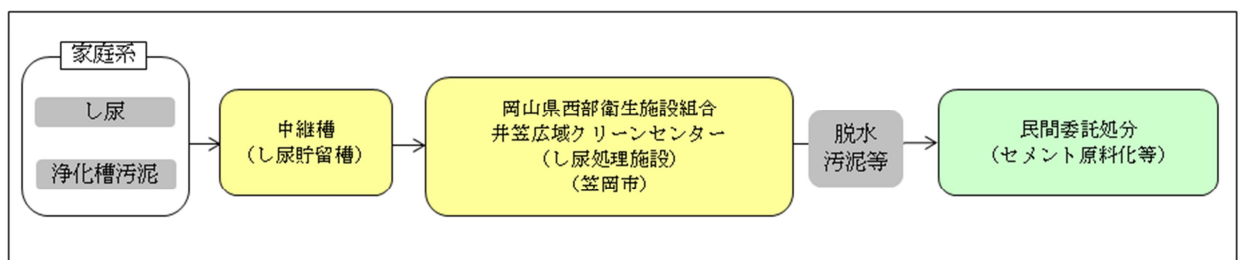
#### 2. し尿・浄化槽汚泥の処理状況

##### (1) 現況

本市のし尿の収集・運搬については業者に許可しており、浄化槽汚泥の収集・運搬についても許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しています。

平成29年度より、本市のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を岡山県西部衛生施設組合の井笠広域クリーンセンターで処理しています。その後脱水汚泥は、委託業者によってセメントの原料としてリサイクルされています。

○し尿等処理の流れ図



(2) し尿・汚泥の排出状況

し尿・汚泥の搬出状況は図表 5-1-2 のとおりです。

図表 5-1-2 し尿及び浄化槽汚の排出状況

区分		R1年度	R2年度	R3年度	
汲み取りし尿	k1/年	7,776	7,523	6,992	
浄化槽	単独処理浄化槽	k1/年	1,234	1,139	1,204
	合併処理浄化槽	k1/年	3,753	3,579	3,794
汚泥	計	k1/年	4,987	4,718	4,998
合計	k1/年	12,763	12,241	11,990	



## 第2節 基本方針

### 1. 生活排水処理に係る理念・目標

本市では、生活環境の向上と清浄な河川等の水を守るため、公共下水道事業など適切な整備方法の採用により計画的な整備を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進などにより生活排水処理対策を推進しています。

今後も河川等の水質保全に努め、魚が棲む澄んだ川の復活を目指すことを基本に、経済的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を推進します。

### 2. 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として公共下水道整備を進めるとともに、地理的、財政的な制約等により下水道の整備が当分望めない地域では、台所におけるクリーンネットの使用や廃食用油を利用した石鹼等の使用による水質浄化意識の高揚を図りながら、生活排水処理施設を逐次整備していきます。

(1) クリーンライフ100構想に基づき、汚水処理施設の整備を進めることにより、地域住民・事業者等、官・民一体となった水辺環境の再生に取り組みます。

公共下水道の事業計画区域内の整備完了に向けて事業を推進するとともに、下水道計画区域外において、単独処理浄化槽及びし尿の汲取りによる処理を行っている地域については、合併処理浄化槽への転換を図ります。

(2) 公共下水道や合併処理浄化槽による処理の普及促進を図るため、市民への啓発活動や各種の情報提供に積極的に取り組み、一層の水洗化率の向上を図ります。

(3) 浄化槽維持管理の不徹底や生活雑排水の未処理放流による水質汚濁の防止をすするため、関係業者と協議しながら指導に努めます。

(4) 公共下水道や合併処理浄化槽の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の推計処理量を踏まえ、より効率的な処理方法を検討します。

### 第3節 生活排水処理計画

#### 1. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表 5-3-1 のとおりです。

図表 5-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等
(2) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	浅口市

#### 2. 処理の目標

第2節の基本方針で掲げた理念、目標を達成するため、すべての生活排水を公共下水道と合併処理浄化槽で処理することを最終目標としています。平成40年度までの計画を以下に示します。

##### (1) 生活排水処理の目標

目標年度（令和10年度）における生活排水処理率の目標数値を図表 5-3-2 に示します。

図表 5-3-2 生活排水処理の目標

区分	実績	実績	目標
	H28年度	R3年度	R10年度
生活排水処理率	67.7%	74.4%	90.6%

(注：生活排水処理率：水洗化・生活排水処理人口÷計画処理区域人口)

## (2) 生活排水の処理形態別内訳

生活排水の処理形態別内訳を図表 5-3-3 に示します。

図表 5-3-3 生活排水の処理形態別人口の内訳

区分		実績	実績	目標
		H28 年度	R3 年度	R10 年度
1. 計画処理区域内人口	人	35,021	33,673	31,439
2. 水洗化人口	人	25,938	26,310	29,581
2.1 水洗化・生活雑排水処理人口	人	24,461	25,041	28,491
(1) 公共下水道人口	人	19,577	21,041	24,781
(2) 合併浄化槽人口	人	4,884	4,000	3,710
(3) 集落排水施設人口	人	0	0	0
2.2 水洗化・生活雑排水未処理人口	人	1,477	1,269	1,090
3. 非水洗化人口（し尿収集）	人	9,083	7,363	1,858
(1) 汲み取りし尿	人	8,920	7,300	1,838
(2) 自家処理	人	163	63	20
4. 計画処理区域外人口	人	0	0	0

## 3. 生活雑排水を処理する区域および人口など

### (1) 公共下水道の推進区域

市内全域を対象とし、経済性や地域の実情等を総合的に勘案した効率的な下水道の整備を図っていきます。

金光処理区においては、平成 29 年度に全体計画を見直し、計画区域 484 h a、計画人口 8,400 人、計画目標年次は令和 17 年度となっています。

鴨方処理区においては、平成 29 年度に全体計画を見直し、計画区域 588 h a、計画人口 13,400 人、計画目標年次は令和 17 年度となっています。

寄島処理区においては、平成 29 年度に全体計画を見直し、計画区域 261 h a、計画人口 4,300 人、計画目標年次は令和 17 年度となっています。

### (2) 合併処理浄化槽の推進区域

下水道法に基づく公共下水道事業計画区域以外の地域とします。

#### 4. 施設とその整備計画の概要

施設とその整備計画の概要を図表 5-3-4 に示します。

図表 5-3-4 施設とその整備計画の概要

		計画区分	計画処理区域 (ha)	計画処理人口 (人)	整備予定年度
公 共 下 水 道	金光処理区	全体計画	484	8,400	平成5年度～令和17年度
		事業計画	440	8,600	平成5年度～令和10年度
	鴨方処理区	全体計画	588	13,400	平成6年度～令和17年度
		事業計画	452	11,000	平成6年度～令和10年度
	寄島処理区	全体計画	261	4,300	平成3年度～令和17年度
		事業計画	261	4,700	平成3年度～令和10年度
	計	全体計画	1,333	26,100	平成3年度～令和17年度
		事業計画	1,153	24,300	平成3年度～令和10年度
合併処理浄化槽			市内全域 (公共下水道事業 計画区域を除く)	3,710	平成3年度～令和10年度

#### 5. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分は、現行体制を継続します。  
収集・運搬の量を図表 5-3-5 に示します。

図表 5-3-5 収集運搬の量

区分		実績		目標	
		H28年度	R3年度	R10年度	
汲み取りし尿	k1/年	9,211	6,992	1,753	
浄化槽 汚泥	単独処浄化槽	k1/年	1,322	1,204	1,040
	合併処理浄化槽	k1/年	3,780	3,794	3,539
	計	k1/年	5,102	4,998	4,579
合計	k1/年	14,313	11,990	6,332	

#### 6. その他

本市の水環境を改善し、快適な水環境を確保するためには、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道への接続率を高める必要があります。

また、合併処理浄化槽設置補助金制度を広くアピールし、下水道計画区域外の合併浄化槽による生活排水の処理を拡大しなければなりません。

そのために、生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性などについて市広報紙やホームページ等を活用し広報・啓発を行います。

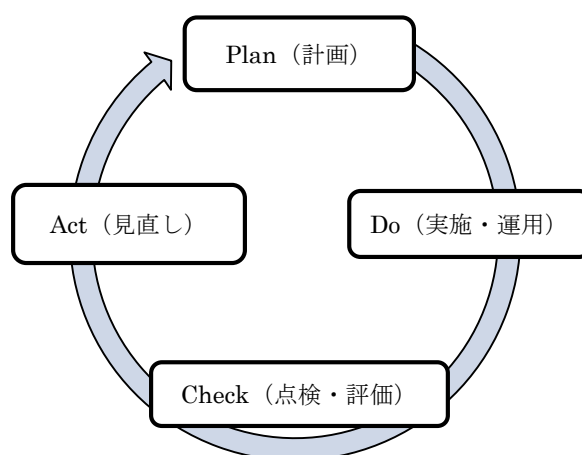
## 第6章 計画の進行管理

本計画の目標をより確実に達成するため、計画の進捗状況の確認や状況に応じた調整などを行うPDC Aサイクル（※）を取り入れ、各施策の実効性確保に向けた適切な進行管理を行うことが必要です。

本計画で示した施策等は、廃棄物減量等推進審議会を定期的を開催し、市民、事業者、行政の各視点から目標への進捗状況を確認するとともに、施策の問題点を各主体で共有し、改善するものとします。

※PDC Aサイクルとは、

計画（PLAN）を実施・運用（DO）し、点検・評価（CHECK）して見直し（ACTION）を繰り返すことで、事業の継続的な改善を図ることで。



### PDC Aサイクル

PLAN (計画)	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物処理基本計画をはじめとする各種廃棄物処理関係の計画策定</li><li>・計画における目標達成のための各種施策の計画</li></ul>
DO (実施・運用)	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政による各種施策の実施及び運用</li><li>・市民、事業者、各種団体による取り組みの実践</li></ul>
CHECK (点検・評価)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市の廃棄物減量等推進審議会の開催</li><li>・施策の取り組み状況や目標に対する進捗状況の点検・評価</li><li>・目標達成に向けた課題の抽出</li></ul>
ACTION (見直し)	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策体系の見直し</li><li>・市民、事業者、各種団体における取り組みの見直し</li><li>・目標達成に向けた課題への対応</li></ul>

## 第2次浅口市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)

---

令和6年(2024年)3月発行

発行／浅口市

編集／浅口市生活環境部環境課

〒719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

TEL 0865-44-9043

ホームページ <http://www.city.asakuchi.okayama.jp/>

---